

請 願 ・ 陳 情 回 答 綴

〔 請 願 第 2 号
陳 情 第 71 号～第 93 号 〕

令和 6 年第 4 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

請願第	2号	加齢性難聴者への支援について……………	1
陳情第	71号	行政にかかる諸問題について……………	3
陳情第	72号	行政にかかる諸問題について……………	23
陳情第	73号	行政にかかる諸問題について……………	43
陳情第	74号	行政にかかる諸問題について……………	57
陳情第	75号	集合住宅にかかる諸問題について……………	65
陳情第	76号	市立老人福祉センターの入浴事業について……………	67
陳情第	77号	市立老人福祉センターの入浴事業について……………	69
陳情第	78号	南区役所生活援護課について……………	71
陳情第	79号	こころの健康センターについて……………	73
陳情第	80号	日常生活用具給付等事業について……………	75
陳情第	81号	子どもの権利条例について……………	77
陳情第	82号	障害者施策の充実について……………	79
陳情第	83号	新型コロナウイルスワクチンについて……………	81
陳情第	84号	行政にかかる諸問題について……………	83
陳情第	85号	行政にかかる諸問題について……………	99
陳情第	86号	公共交通等について……………	103
陳情第	87号	公共交通について……………	111
陳情第	88号	公共交通について……………	113
陳情第	89号	教育環境について……………	115
陳情第	90号	支援学校について……………	117
陳情第	91号	HPVワクチンについて……………	121
陳情第	92号	放課後施策について……………	123
陳情第	93号	放課後施策について……………	127

番 号	請願第 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	加齢性難聴者への支援について		
第 1 項（長寿社会部長寿支援課） 公費による聴力検査・検診の実施の予定はありませんが、高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は本人も気付かないうちに進行することがあることから、医療受診や適切なケアにつながるよう、本市では加齢性難聴に対する啓発に取り組んでいます。 第 2 項（長寿社会部長寿支援課、健康部健康医療政策課） 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のホームページにおいて、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した補聴器相談医の中で、勤務先公開の了承を得た相談医の名簿が公表されており、本市内すべての行政区において、補聴器相談医が配置されている状況です。 加齢性難聴は、本人も気付かないうちに進行することがあることから、本市としても、早期に発見して医療機関への受診や適切なケアにつながるよう、現在行っている市ホームページでの情報発信に加えて、本市主催の介護予防教室の参加者に対する周知を行うなど、市民への普及啓発を強化します。 第 3 項（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課） 加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。 引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。 なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。 第 4 項（障害福祉部障害施策推進課） ヒアリングループシステムは難聴者の聞こえをサポートするため、音声を磁気に変え、その磁気を補聴器や受信機が受けることで音声を聞きやすくするものです。加齢性難聴の方をはじめ難聴者にとって聞こえの支援に非常に有効な福祉機器のひとつです。 堺市立健康福祉プラザ内の視覚・聴覚障害者センターでは、市内在住・在学・在勤の聞こえない・聞こえにくい方や聴覚障害者の福祉活動に従事する方を対象に、ヒアリングループシステム等の福祉機器の貸出を行っています。 引き続き、ヒアリングループシステムをはじめ、円滑なコミュニケーション及び社会活動に係る情報取得のための福祉機器等の貸出について、周知・啓発を行います。			

番 号	陳情第71号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月17日
(審査結果) 第3項 広報さかいに掲載している「議会のうごき」は、本会議や委員会において議論した事項をできるだけ詳しく掲載するとともに、重要な議案に対する会派等の賛否一覧を見やすく表形式で掲載するなど、内容の充実に努めています。 しかしながら、広報さかいでは紙面のスペースに制約があるため、議案や審議等の詳細については、堺市議会ホームページで議案書や会議録及びインターネット議会中継をご覧いただけるようにしており、「議会のうごき」の紙面ページにも二次元コードを掲載して当該情報にアクセスしやすいよう工夫するなど、情報発信の充実に努めています。 以上のことから、ご指摘の広報さかい11月号の「議会のうごき」の紙面ページについても、より詳しい内容は堺市議会ホームページをご覧くださいませようお願いいたします。 また、「議会だより」の発行については、多くの紙資源と多額の経費を要するなどの課題もあり、現在のところ行っておりません。これらの現状により、広報さかいに「議会のうごき」を掲載しているものです。 今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどを通して、市民の皆様に議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めていきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 4 項（政策企画部）（総務局行政部行政経営課） 2025 年大阪・関西万博は、市政運営の大方針である「堺市基本計画 2025」の重点戦略「堺の特色ある歴史文化～Legacy～」などに関連する重要な事業であり、その開催は経済、文化、社会等あらゆる面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機となるものです。 本市としても、堺の持つ優れたポテンシャルを活かしてその効果を確実に取り込み、堺の成長、発展に繋げていくため、大阪府・大阪市や周辺地域と連携しながら、万博の機運醸成、堺の魅力発信に取り組みます。 同時に、重点戦略として「強くしなやかな都市基盤 ～Resilient～」 「将来に希望が持てる子育て・教育～Children’s future～」などを掲げ、市民の暮らしを守るための取組を推進しており、令和 7 年度当初予算編成においても、重点的に取り組む分野として「安心して暮らし続けられる堺」「子どもが輝く堺」を掲げ、大規模災害への備えや地域との連携による治安の向上のほか、妊娠・出産から子育て全般にわたるきめ細かな支援や教育施策の推進などを図ることとしています。 今後も、物価高騰等の社会的要因により市政運営を取り巻く環境は厳しさを増すことが見込まれる中、市民サービスの維持・向上を図り、持続可能な市政運営を確保するためには、引き続き、不断の改革に取り組む必要があると考えています。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 5 項（行政部総務課） 本市では、自衛隊法施行令第 1 2 0 条に基づく防衛大臣からの情報提供依頼に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な情報（情報提供依頼があった年齢に該当する者の住所、氏名の 2 情報のみをラベルシールに印刷したもの）を自衛隊に提供しています。自衛官募集事務は、自衛隊法第 9 7 条第 1 項において市町村の法定受託事務と定められており、この情報提供は、個人情報の保護に関する法律第 6 9 条第 1 項に規定する法令に基づく場合として実施しているものです。 自衛隊への情報提供を希望されない方には、市へ提供中止の申出をいただくことで自衛隊へ提供する情報から除外することや、申出の受付期間、申請方法を市ホームページや市広報紙で周知しています。 なお、中学生に該当する年齢を対象とした自衛隊法施行令第 1 2 0 条に基づく情報提供依頼はこれまでありません。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（選挙管理委員会事務局） 今回の衆議院議員総選挙については、急な解散となったため、入場整理券の配布が遅延し、ご迷惑をおかけしました。 選挙公報は法定の各戸配布を行い、市ホームページや期日前投票所でも閲覧できるようにしていました。 期日前投票所の開場時間を 1 時間延長することについては、市のホームページや SNS を通じて周知を行いましたが、選挙公報などとあわせて、スピード感をもって対応できるよう努めてまいります。 期日前投票所の増設については、選挙を適切に執行するために必要な会場の確保や運営体制などの課題があります。選挙日程の確定が直前である解散に伴う衆議院議員総選挙では難しいですが、その他の選挙については区選挙管理委員会と協議しながら、引き続き検討します。 郵便投票の対象介護認定基準の拡大については、引き続き国に働きかけてまいります。 投票率向上への取組については、高校への出前授業や投票箱の貸し出しを行うなど、若年層に向けた啓発に努め、区民まつりにおいて模擬投票を行い、親子で投票を体験する機会を設けるなどの新たな取組も行っています。今後とも、投票率向上へのさらなる取組を進めます。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 7 項（防災課） 令和 6 年能登半島地震を受け、令和 6 年 6 月に国の防災基本計画が改正され、今年度中に大阪府の地域防災計画が国の計画を踏まえたうえで改正される予定です。 本市の地域防災計画は国や大阪府の地域防災計画と整合性等を図る必要があるため、大阪府の計画の改正後の令和 7 年度に改正を予定しています。 地域防災計画は本市域において本市及び防災関係機関が防災に関し処理すべき事項などを規定した総合的な計画となっており、市民の皆様に事前に災害への備えを行っていただくため、よりわかりやすい表現や親しみやすいデザインを用いた「堺市防災マップ」を令和 4 年 3 月に区ごとのマップに加えて、シニア世代や妊産婦・子育て世帯など対象者に合わせたものや防災に関心をもってもらえるようにゴルゴ 1 3 のデザインを用いた冊子の 4 種類作成し、各区等で配架・配布しています。 広報さかいについては、大雨、台風、地震への備えを市民の皆様へ周知を図るため、川が増水しやすくなる出水期前の 6 月号、日本への台風襲来が多くなる月の 9 月号及び阪神・淡路大震災の発生月である 1 月号で主に防災情報の取得方法や避難行動の確認、日常から準備しておくべき物資など堺市防災マップの情報を基に掲載しています。 また、本市では災害に強い安全・安心なまちをめざし、堺市国土強靱化地域計画を策定しており、同計画に基づき道路や上下水道等の耐震化等のインフラ整備を進めています。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課、学校管理部学校施設課） 生理用品を十分に入手できない状況にある女性には、経済的な問題だけでなく、様々な背景や事情があると考えられます。生理用品の配布をきっかけに、困難な問題を抱える女性を相談・支援につなげることを目的として、ダイバーシティ企画課、男女共同参画センター、男女共同参画交流の広場、各区役所、堺市社会福祉協議会などで、相談窓口の案内シールを貼付した生理用品の配布を行っています。 また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点も踏まえ、すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、市民向けの講座など生命と性を尊重する啓発を行っています。 学校において、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断した場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。 なお、学校における性教育は、文部科学省が定める学習指導要領及びその解説、またそれらに基づいた教科書を用いて、指導しており、学校内で性に関する指導を行う場合は、児童生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の内容の区別を明確にすることに留意をして実施しています。 加えて、本市教育委員会では、各小・中学校に助産師等の専門家を派遣し、児童生徒の発達段階を考慮しながら、「他人が勝手に触れてはいけないプライベートゾーン」「カップル間で起こる暴力・デートDVの危険性」「SNSで人と出会うことのリスク」等を内容とする性の問題行動に対応するための講習会を開催しています。 また、学校や公共施設において、誰でも使用できるバリアフリートイレ（多目的トイレ）の整備を進めています。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 9 項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所総務課）（南区役所総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課）（建築都市局住宅部住宅管理課、住宅改良課） 男女共同参画センターは、男女共同参画の施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援しています。 男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設と連携することで、女性だけでなくすべての人が利用しやすい活動の場を提供できるよう努めます。 区役所の会議室については、本市の事務事業又は関連する会議等を行うことに利用しており、個々の利用には供しておりませんので、ご理解のほどお願いします。 また、「区民プラザ」・「区民活動支援コーナー」を開設している区もあります。これらの施設には、打ち合わせなどに利用できるミーティングスペースを備えており、市民活動の場としてご利用いただくことができます。ご利用にあたっては各施設にお問い合わせいただくようお願いいたします。 市営住宅の集会所は、市営住宅入居者の共同の福祉を増進する目的で建設された施設です。 そのため、設置目的に沿うよう、入居者をはじめとする集会所利用者等が要綱等を定め、管理運営を行っています。ご利用にあたっては、目的や内容、利用方法などについて集会所利用者等と協議した上となります。			
第 1 0 項（ダイバーシティ推進部人権推進課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課） 堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部・ピースメッセンジャーの紹介、平和と人権展の開催など、平和に関する取組を推進しています。 また、平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、これまでも活動の後援等を行ってきましたが、今後もこうした団体の活動に、後援等を通じて協力を行います。 学校教育においては、平和や生命の尊さを理解し、わが国の文化や伝統に誇りをもち、国際社会の一員として、子どもたちが世界平和に貢献する資質や態度を育成できるよう、引き続き学校園での平和教育に取り組みます。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 1 項（長寿社会部医療年金課） 子ども医療費助成制度における一部自己負担については、平成 1 6 年 1 1 月から 1 医療機関当たり月 2 日を限度に各日 5 0 0 円までの負担をいただいております、平成 1 8 年 7 月からは、子育てに係る負担軽減を図るため 1 か月当たりの負担限度額を 2, 5 0 0 円とする助成制度の拡充を行いました。これらは大阪府内で統一して導入された福祉医療費助成制度です。 さらに本市独自の取組として所得制限の撤廃と対象年齢 1 8 歳までの拡充を実施しています。 さらなる助成の拡充は予定していませんが、引き続き子ども医療費助成制度を含めた子育て施策に対する国や府の動向を注視します。			
第 1 2 項（長寿社会部国民健康保険課） 保険料負担の軽減のため、保険料率を引き下げることや負担軽減策を本市独自で講じることではできませんが、被保険者に対して疾病の予防や早期発見、重症化予防を図ることで、被保険者の健康増進と医療費適正化に努めています。 また、本市は、大阪府に対し、「令和 6 年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じること」を引き続き検討するよう意見具申を行い、令和 6 年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。 「基金の利用」については、「大阪府国民健康保険運営方針」において令和 6 年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰出しは認めない」こととされています。 今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。			
第 1 3 項（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課） 高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。 引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。 なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 1 4 項（長寿社会部介護保険課）

本市では、介護保険料の負担軽減のため、第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6 ～ 8 年度）において、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の見直しなど、負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分を設定しているほか、介護給付費準備基金の投入等により、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図っています。

また、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。

さらに、介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第 1 号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう国に対して引き続き要望します。

第 1 5 項（長寿社会部介護事業者課、障害福祉部障害福祉サービス課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課、子育て支援部幼保政策課）

本市の高齢者施設、障害者施設等の介護職員等の処遇改善については、国制度において実施されており、ホームページで情報提供を行い、本市も応分の費用負担をしています。また、社会福祉事業等従事者の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図るため、財政措置の拡充等を行うよう、国に対して要望しています。

保育施設、児童養護施設等の施設職員等の処遇改善についても、国制度において実施されており、会議等での制度説明や、各施設への通知の送付等により制度活用を促し、本市も応分の費用負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。

第 1 6 項（長寿社会部介護保険課、国民健康保険課、医療年金課）

介護保険の利用料については、その負担があまり高額とならないように自己負担の上限を設けており、限度額を超えた分は高額介護サービス費として給付しています。また本市では、社会福祉法人が生計の維持が困難な低所得者を対象に実施している利用者負担の軽減措置にかかる経費の一部を負担しています。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、所得に応じた定率負担及び自己負担限度額が定められており、1 か月の医療費が高額になった場合は、申請により月額の自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給します。

また、国民健康保険や後期高齢者医療制度などの医療保険と介護保険の両保険に自己負担がある世帯について、1 年間（毎年 8 月から翌年 7 月末まで）の自己負担額の合算額が法定の額を超える場合は、申請により年額の自己負担限度額を超えた分を高額医療・高額介護合算療養費として支給し、負担軽減を図っています。

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 7 項（生活福祉部地域共生推進課、長寿社会部介護事業者課）（建築都市局住宅部住宅施策推進課） 在宅での生活が困難になった場合に必要なケアと住環境を提供する介護保険施設等の整備は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき進めています。 また、本市では単身高齢者を含む住宅確保要配慮者の住まいの確保を支援するため、建築都市局と健康福祉局が連携し、住まい探し相談会を開催しています。 加えて、高齢の単身女性を含む生活困窮者に対して、本市では、平成 2 7 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく総合相談窓口として、堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を開設しています。同窓口では、生活困窮者に対し、生活や就労に関することに加え、住居に関する相談支援を行っています。また、住居を喪失するおそれがある方等を対象として、住居と就労機会の確保を支援する「住居確保給付金」に関する相談も行っています。 第 1 8 項（長寿社会部長寿支援課） 大仙公園の来訪者に見ていただけるよう、大仙公園平和塔前広場の北側に、平和塔及び礼拝堂が建てられた背景や設置時期に関する説明掲示板が堺市遺族会により設置されています。堺市遺族会の解散後は本市が管理を行っています。また、堺市ホームページの「大仙公園（だいせんこうえん）」のページ内で、平和塔について説明していることから、新たな資料やパンフレットの作成は予定していません。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 9 項（子育て支援部幼保政策課） 保育士の配置については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており 1 歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目なども設定しており、安心して子どもを預けられるような保育環境を整える取組を可能としています。 令和 5 年度当初予算の重点施策では、子育て世代の流入・定住促進を掲げており、保育関係の予算としては、所得制限のない第 2 子以降の保育料の無償化の実施、認定こども園における医療的ケア児など配慮を要する子どもの支援体制の強化などの拡充を行い、令和 6 年度も継続して計上しています。 また、令和 6 年度当初予算では安全・安心な保育体制を強化し保育教諭等の負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要する子どもに対応する保育教諭等の支援拡充に係る経費を計上しています。 今後も引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、子どもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組みます。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 0 項（都心未来創造部都心活性化担当、都市整備部中百舌鳥・拠点整備担当）（中区役所深井駅周辺地域活性化推進室）（北区役所新金岡地区活性化推進室） 本市では、上位計画である「堺市基本計画 2 0 2 5」や「堺市都市計画マスタープラン」において各拠点のめざすべき都市像等を位置づけています。その実現に向けては、拠点ごとに課題解決や施策の方向性等を示した整備方針等を策定し、これらの方針を踏まえ事業の推進に取り組んでいます。 整備方針等の策定過程においては、市民の皆様のご意見をお伺いし、整備方針等への反映や今後の施策の参考とさせていただきます。事業実施にあたっては、事業者と協力して地域住民等の皆様への丁寧な説明と意見交換等により理解を得ながら、拠点形成に取り組めます。 第 2 1 項（交通部交通政策担当、公共交通担当） 本市では、交通事業者が運行する鉄軌道や路線バスに加え、これらの公共交通を利用しにくい地域の方の鉄道駅や公共施設等への移動手段の確保を目的として堺市乗合タクシーを運行しています。 また、すべての人が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入支援、阪堺電車への低床式車両の導入や線路・踏切等の更新などに対する支援、及び 6 5 歳以上の堺市民の方がバスと阪堺電車を 1 乗車 1 0 0 円で利用できるおでかけ応援制度の実施など公共交通の利便性・安全性の向上や利用促進に交通事業者と取り組んでいます。 公共交通は市民などの多くの方に利用していただくことにより、路線の維持確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、引き続き交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組めます。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 2 項（都心未来創造部 SMI プロジェクト推進担当） 人口減少・高齢化が更に進展する中、SMI 都心ラインでは、自動運転等の先進技術を活用しバス運転士不足に対応しつつ、高頻度運行サービスを維持・向上させ便利・快適な移動環境の構築をめざしています。 高頻度運行路線に無人自動運転サービスを導入することで複数のバス運転士を他路線へ配置転換することも可能となることから、市内のバスネットワークの維持・確保につなげるほか、高齢者やベビーカー利用者など、すべての人が介助なく乗降可能なバス停留所を一体的に整備することで、将来を見据えて公共交通の利便性向上を図る取組です。 また、令和 6 年 5 月に策定した「堺市地域公共交通計画」では、公共交通の役割に応じて、市内と国土軸や関西国際空港等各方面を結ぶ路線を「広域ネットワーク」、市内・外の拠点同士を結ぶ路線を「拠点間ネットワーク」、市内拠点と地域内を結ぶ路線を「地域内公共交通」と位置付けています。 SMI 美原ラインは都心部と美原区を結ぶ「拠点間ネットワーク」を担うものであり、南北方向の鉄軌道を東西に結節し、堺都心部と美原をはじめとする市域東部を結ぶことで、人流の活性化や公共交通の利用促進などを図るものです。 令和 4 年度から実証実験を実施しており、今年度は 1 0 月 7 日（月）から 1 2 月 2 0 日（金）の期間で実証実験を実施しています。引き続き、定時制や速達性、需要などの検証を実施し、検証結果を踏まえて更なる実証実験や需要喚起など、SMI 美原ラインの導入に向けた取組を進めます。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 3 項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課） 自転車ヘルメットの着用率向上については、着用に向けた機運醸成が重要であるため、イベントや講習会等の様々な機会を捉え、自転車ヘルメットの展示や警察との連携による着用啓発を強化しています。また、持ち運びの負担軽減や着用の習慣化を促進するため、駐輪場事業者と連携し、市内の一部駐輪場で自転車ヘルメットの無料預かり・貸出サービスを実施します。 さらに、今年 9 月に本市と協定を締結したサカイサイクル株式会社が未就学児向けの自転車教室を実施し、参加者に対して自転車ヘルメット着用啓発と購入割引券を配布しています。今後はサカイサイクル株式会社による高齢者向け自転車教室を開催し、参加者に対して自転車ヘルメット着用啓発と購入割引券の配布による購入支援を行う等自転車ヘルメット着用率向上に取り組めます。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 4 項（経営企画室事業マネジメント担当、広域・公民連携・D X 推進担当） 令和 6 年能登半島地震では水道・下水道両方の施設に甚大な被害が発生し、ともに復旧が長期化することで被災者の生活に大きな影響を及ぼしました。このことを踏まえ、被災すると上下水道システムが停止するおそれのある配水場や水再生センターなどの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するため、「上下水道耐震化計画」の策定に向けた検討を進めています。 引き続き、大規模な地震や局地的な大雨など頻発化・激甚化する自然災害による被害を最小限にとどめ、早期に上下水道機能を応急復旧させるため、ハード整備を計画的に進め、防災対応力の強化（ソフト対策）との両輪で推進します。 これら施設整備を確実に進め、上下水道事業の経営基盤を強化し持続可能なものとするためには、公益性・公共性を確保した上で民間の技術力や経営資源を効果的に活用し、より効率的な事業運営を図ることが必要と考えています。そのため、堺市が担うべき役割や民間事業者等に委ねるべき業務分担の最適化を図り、民間事業者による業務履行においても、本市が責任をもって適正に管理し、安全・安心な水道の供給と上下水道施設の適切な維持管理、更なる市民サービスの向上に取り組めます。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 5 項（中央図書館総務課） 図書館は、市民の皆様とともに築き上げ、多くの方から愛され続ける施設をめざしており、中央図書館再整備にかかる構想を進める際には、市民の皆様のご意見もお聞きしなければならないと考えています。 また、子どもから高齢者までそれぞれの世代、属性が持つニーズに対応して、より多くの人に利用されるよう努めます。			
第 2 6 項（学校教育部教育課程課） 学校図書館において、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています。 本市では令和 3 年度から全小中学校に週 2 日勤務の学校司書を学校職員の一人として配置し、各校において学校司書が司書教諭等と協働し、自校の学校図書館教育の推進に寄与できる体制を構築できるよう、研修等を通じ、環境整備を進めています。協働にあたっては、ノートやメール等を活用して連絡を取り合う他、必要に応じて司書教諭等が授業を行わない時間を活用して打合せを行うこととしています。 学校司書等の配置については各校の学校図書館教育における実情を把握し、配置による効果や課題等についての検証を行い、引き続きそれらをふまえた、適切な配置について検討を行います。			
第 2 7 項（教職員人事部教職員人事課、学校教育部教育課程課、学校管理部学校施設課） 本市では現在、小学校において 1 年生から 5 年生で順次 3 5 人以下の学級編制を行っており、令和 7 年度以降すべての学年で 3 5 人以下の編制となります。また、現在でも 6 年生で独自の加配教員を配置し、3 8 人以下の学級編制を行っています。 中学校においても、1 年生と 2 年生で独自の加配教員を配置し、順次 3 8 人以下の学級編制を行っており、令和 7 年度以降全学年で 3 8 人以下の学級編制となります。 さらなる少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。 教員の採用については、中長期的な需要見込みをもとに採用計画を立てて行っています。 また、本市では、国の法律で定められた学級編制基準に則って学級編制を行っており、通常の学級を編制する際、支援学級在籍児童生徒は含まないこととしています。 学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 2 8 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後児童対策等事業は、市の事業として安全・安心に利用していただけるよう、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 4 5 号）」に基づいた業務仕様書により委託しています。

各事業者の業務の履行確認については、毎月、業務完了報告書の提出を求め、業務仕様書及び事業者提案に基づく実施内容の点検、確認を行っています。加えて、本市職員によるルーム巡回により、現地での履行確認も行っています。今後も、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。

また、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を実現することは、施策を推進する上で基本的なものと認識しています。そこで、具体的な一方策として、活動プログラムを企画する段階から児童の意見を反映させる機会を設けることを、順次、委託業務に係る仕様書に規定し、児童が主体的に運営に関われる工夫を運営事業者に求めています。

指導員の処遇改善については、国の「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9, 0 0 0 円相当賃金改善）」を活用しています。

なお、一部負担金減額・免除については、負担の公平性の観点から、世帯構成にかかわらず、所得に応じた制度を設けています。

第 2 9 項（学校管理部学校給食課）

本市の学校では、安全・安心を最優先に学校給食を提供しています。中学校給食については、「堺市中学校給食改革実施計画（令和 3 年 1 0 月策定）」に基づき、令和 7 年 6 月からの全員喫食制の中学校給食の開始に向けて、現在、給食センターや中学校配膳室等の整備、衛生管理・給食指導・アレルギー対応等のマニュアル作成など実施準備に取り組んでいます。

学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。なお、令和 5 年度 2・3 学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しました。また、令和 6 年度は、物価高騰支援として、令和 6 年度の 1 学期は 1 食当り 2 5 円を、2 学期以降について 1 食当り 3 0 円を支援しています。さらに、精米の売渡価格上昇に伴い、栄養バランス等を維持した給食の提供を行うため、食材費高騰分の追加支援を実施する補正予算を、令和 6 年第 4 回市議会に上程しています。

学校給食費無償化には多額の費用が一時的ではなく継続して必要となりますので、実施に当たっては持続可能な財政運営を堅持できることが必要となります。学校給食費の無償化に向けて、国に対しては、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。

本市の地場産物については、米、小松菜、玉ねぎ、大根、にんじん、キャベツ等の使用や献立への取り入れなど、学校給食を活用した地産地消を含む食育の推進を図っています。

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 0 項（学校教育部生徒指導課、教育センター企画相談課） 不登校児童生徒の支援については、児童生徒がどのような状態にありどのような支援を必要としているか、校内不登校対策委員会等で児童生徒の状況や必要な支援を見極め、個々の状況に応じた支援をしています。また、長期の対応が必要となる場合は、段階的な指導の必要性について保護者の理解を得ながら、別室登校や放課後登校への対応、I C Tを活用した学習、校内教育支援教室の設置、さらに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用し、組織的かつ継続的な支援をしています。場合によっては、学校外の教育支援教室やフリースクール等の民間施設など、様々な関係機関と連携して、社会的自立に向けての支援を行っています。 フリースクールの施設への補助金につきましては、フリースクールについての定義がなく、取組の内容についても個々様々、多様な実態があることから、慎重に検討する必要があると考えています。なお、現在、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設への通所に要する交通費の負担軽減措置として、各校で通学定期券購入のための証明書を発行しています。 第 3 1 項（学校管理部学校施設課）（危機管理室防災課） 教育環境と避難所環境の向上を図るため、市立の小・中学校、高等学校及び特別支援学校の計 1 3 7 校の体育館に空調を整備し、空調方式は発災時に停電しても運転できる停電対応型のガスヒートポンプエアコンとする予定です。設計から工事完了まで最短で 2 年を要することと、整備費用の平準化などを勘案し、関係各課と協議した結果、現時点では、令和 7 年度から 5 か年以内に整備工事を完了する見込みを立てています。			

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 3 2 項（総務部学校改革推進室）

堺市がめざす新たな学校のあり方は、グローバル化の進展や人口減少の進行など急激に変化する時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育み、子どもたちの可能性を最大限に引き出すため、これからの堺の学びとして、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をめざします。

中学校区を構成する小中学校を一つのチームとして捉える「学校群」という仕組みの中で、小学校と中学校の教職員が一緒に考えて、多様なアイデアや考え方を出し合いながら今ある資源を有効活用し、小中 9 年間の学びを見通した「つながる教育」を行います。

学校群では、各学校のもつ強みや資源を活用しながら、めざす子ども像の実現に向けた効果的な取組を進めることを期待するものであり、実施する内容や進め方等は、全市一律ではなく、各学校群がそれぞれの状況をふまえて行います。複数の学校をチームとして捉えることで、教職員が他の学校の教職員と日常的に相談しやすくなる環境ができたことも学校群の仕組みの良さと考えており、学校群内の教職員等が気軽に相談しあえる選択肢が増えることは、学校で働くうえで安心感につながるものです。今後、学校群の仕組みの全市展開にあたっては、こうした面も学校や保護者、地域の方々にもお伝えしながら丁寧に進めます。

第 3 3 項（学校教育部学校保健体育課、学校管理部学校施設課）

学校施設におけるトイレ整備については、平成 2 9 年度より計画的に進めており老朽化したトイレの全面改修に加え、和便器を洋便器に取り替える部分改修を実施しています。令和 8 年度までには全ての学校で利用頻度の高い校舎の各階に少なくとも 1 か所以上は洋便器を設置するように整備を行っています。

また、生理用品については、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。

番 号	陳情第 7 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 4 項（学校教育部教育課程課） 大阪府における 2 0 2 5 年日本国際博覧会児童・生徒招待事業については、未来社会の革新的な技術やサービスを直接体験できる機会となり、学校行事として実施することにより、大阪・関西万博に関連した事前や事後の学習も含め、児童生徒が互いに多様な感じ方や意見を交流でき、未来社会についての考えを深めることにつながることから、より多くの学びの機会を確保できると考えております。そのため、各学校に対しては、事業の趣旨をふまえ、まずは学校や学年単位での来場について検討するよう依頼しています。各学校における事情も様々であることから、参加の判断は各学校にて行います。 万博への参加も含め、学校が校外学習を実施する際は、現地の状況や安全の確認、地理的環境や所要時間などを把握し、避難経路や引率する教員の体制等を十分考慮して計画を立てています。また、本市教育委員会としては、これまで指摘があった万博に係る危険性については開幕までに対策が練られ、安全に開催されると認識しています。 第 3 5 項（学校教育部教育課程課、総務部総務課） 入学式、卒業式などにおける国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。 また、平成 1 1 年に「国旗及び国歌に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 2 7 号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この基本方針に沿って学校園施設においても国旗の掲揚を行っています。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 5 項（人事部人事課） 簡素で、最適と考える任用や勤務形態の人員構成を実現することにより、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスを提供することが必要です。 そのために、市民の視点に立って、業務内容に応じた最適な任用形態を合理的に組み合わせながら、適切な人員配置を講じ、費用対効果の高い行政運営をめざします。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（契約部契約課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課） 建設工事及び工事に関連する業務委託の発注に当たっては、市内中小・小規模企業の受注機会を確保する観点から、競争性の確保を前提として、入札参加条件として市内事業者に限定した発注を行っています。 また、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内事業者の入札参加機会の確保を図っています。 さらに、元請業者に対して、一部を下請に発注又は、原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内事業者へ発注するように周知を行っています。 加えて、建設工事では、総合評価落札方式の評価項目として市内事業者への加点や、「市内下請の活用」又は「資材の市内調達」を行う事業者への加点を行うことにより、市内中小・小規模企業の保護・育成に努めています。 今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、市内中小・小規模企業の受注機会の確保に努めます。 第 7 項（税務部市税事務所市民税課） 令和 2 年度までは申告期限内に住民税申告書を提出され非課税となった方へ「非課税のお知らせ」を送付していましたが、他市の実施状況を考慮し、取扱いの見直しを行ったものです。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（１）①（生活福祉部生活援護管理課） エアコンの購入・設置費用の給付について、生活保護の基準が国において定めることとなっていることから、市独自基準による給付は困難と考えていますが、生活保護の本来の使命である最低生活保障の観点から、生活保護受給者への熱中症対策として、新規開始者のみならず、継続受給者についても対象とするよう、制度の改正意見等で国に対して検討を要望しており、今後も継続したいと考えています。 第 8 項（１）②（生活福祉部生活援護管理課） 保護の基準額を昨今の高騰する物価水準に対応したものとすることや、夏季加算の新設などについて、これまでも改正意見等で国に対し検討するよう要望しており、今後も継続したいと考えています。 第 9 項（１）①（生活福祉部地域共生推進課、生活援護管理課） 住民税非課税世帯等の生活基盤が弱く、コロナ禍や物価高騰の影響を受けやすい状況にある世帯に対しては、これまでも政府による各種給付金制度を実施してきました。引き続き本市としても、政府が検討する支援策の動向を注視し、円滑な実施に努めます。 また、生活保護世帯に対して国は、年末の特別需要については、生活保護制度の期末一時扶助で対応していると判断しています。さらに、夏期については、年末に比較して支給する特段の需要はないという判断から、国は制度として保障していない状況となっています。 ご要望の年末一時金、夏期一時金の本市独自支給については、現状困難と考えておりますが、夏期一時扶助の創設については、これまでと同様に国に対し要望します。 第 9 項（１）②（生活福祉部生活援護管理課） 都道府県社会福祉協議会において実施する生活福祉資金に係る貸付制度の拡充に伴い、本市の小口更生資金に係る貸付制度の利用件数が減少していることから、市民サービスの向上と業務コストとの均衡に鑑み、今後は生活福祉資金に係る貸付制度を活用することとし、本市の小口更生資金に係る貸付制度及びこれに係る基金について定める条例を令和 3 年 6 月 1 日に廃止しました。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 0 項（1）①②（長寿社会部国民健康保険課） 平成 3 0 年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されたことに伴い、大阪府は、法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平性を図る観点から、府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料」となる府内統一保険料率などを府内市町村と協議の上で決めました。 「国民健康保険の広域化は止める」ことについては、大阪府国民健康保険運営方針において、国民健康保険法第 8 2 条の 2 第 8 項に「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする」と規定されており、本市としては、大阪府と府内市町村とで協議の上、策定された当該方針に基づき条例改正を行い、事務を実施しているため、広域化を止めることはできません。 本市は、保険料率の抑制に向け、大阪府に対し、「令和 6 年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行ってきた結果、令和 6 年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。 また、国に対しては、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を要望しており、改革が行われるまでの間、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。 今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。 第 1 0 項（1）③（長寿社会部国民健康保険課） 資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて慎重に対応しています。 なお、令和 6 年 1 2 月 2 日から、マイナ保険証を基本とする制度へ移行することに伴い、資格証明書は資格確認書（特別療養）に名称が変更となり、短期被保険者証は廃止されます。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 0 項（1）④（長寿社会部国民健康保険課） 一部負担金の減免制度については、「大阪府国民健康保険運営方針」において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成 3 0 年度から府内統一基準に合わせて実施しています。 本市では、平成 2 9 年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。 同制度については、広報さかいや市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載しており、「国保のしおり」は、区役所受付カウンター等に配架しています。また、区役所窓口においても制度の案内を行い、周知に努めています。 今後も窓口対応においては、市民の立場に立って、親切で丁寧な説明を行うよう努めます。			
第 1 0 項（1）⑤（長寿社会部国民健康保険課） 国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情がなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。 滞納処分の執行に当たっては、滞納者との面談の機会を確保するなど、実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。 高額療養費等の給付についても同じ趣旨から、申請時等に被保険者に説明の上、滞納保険料に充当しています。			
第 1 0 項（1）⑥（長寿社会部国民健康保険課） 保険料の減免については、国民健康保険の都道府県化に伴い、平成 3 0 年度から大阪府国民健康運営方針において定められた府内統一基準に合わせて実施しています。このため、府内統一基準と異なるような減免措置の拡充はできません。			
第 1 0 項（1）⑦（長寿社会部国民健康保険課） 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給については、同感染症の感染拡大の防止に資するため、国から緊急的・特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用の全額について財政支援を行う旨が示されたこと等を踏まえ、本市においても、特例的な措置として実施してきたものです。 新型コロナウイルス感染症に限定しない形での傷病手当金制度については、国民健康保険には多様な就業形態の被保険者が加入しており、画一的な傷病手当金制度は、被保険者間の公平性を図ることができないことなどから、当該制度の創設は困難であると考えています。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 1 項（1）①（長寿社会部介護保険課） 介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることとなります。また、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。 本市では、第 9 期介護保険事業計画期間において、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の見直しなど、負担能力に応じたきめ細かな 1 8 段階の保険料設定としたほか、介護給付費準備基金の投入等により、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図りました。 利用者負担割合については、介護保険法の規定に基づき、被保険者本人及び同一世帯の第 1 号被保険者の所得状況を勘案の上、判定されます。 所得の低い方の保険料・利用料については、その所得状況や制度の運営状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど国に対して必要な措置を講ずることを要望しています。 第 1 1 項（1）②（長寿社会部介護保険課） 本市では、独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。 介護保険の利用料については、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けています。その自己負担上限額については、世帯全員が市民税非課税などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されています。 また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対して、本市も応分の負担を行っています。 第 1 1 項（1）③（長寿社会部介護保険課） 介護保険制度では、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料の負担割合が定められており、制度上、保険料の軽減措置に必要な財源は、保険料で賄うこととなります。 したがって、一般財源から繰り入れて保険者が独自に軽減措置を行うことは適当でないと考えます。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 1 項（1）④（長寿社会部介護事業者課） 在宅での生活が困難になった場合に必要ケアと住環境を提供する特別養護老人ホーム等の施設整備は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により進めています。 特別養護老人ホーム等は、前記計画に基づく日常生活圏域において整備しています。 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における施設整備数は、入所待機者数や将来的な高齢者人口の推移等を考慮し、審議会等の調査審議を経て設定しており、現在、第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき施設整備事業者を募集しています。 今後も、堺市民が適切な介護サービスを利用できるよう、必要な特別養護老人ホーム等の施設整備に努めます。 第 1 1 項（1）⑤（長寿社会部介護保険課） 介護保険施設等における居住費・食費については、利用者負担の公平性の観点から、介護保険給付の対象外となっています。ただし、世帯全員が市民税非課税など所得の低い方においては、居住費・食費の負担が過重にならないように所得に応じた負担限度額を設定し、負担軽減を図っています。 また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対して、本市も応分の負担を行っています。 第 1 2 項（1）①（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害施策推進課） （公社）堺市シルバー人材センターでは、働く意欲のある高齢者の就業の場を確保するため、臨時的・短期的又は軽易な仕事を個人家庭・民間事業所・公共団体等から引き受け、希望や能力に応じて会員に提供しています。また、同センターでは、より多くの高齢者に就業の場を確保することをめざし、多種多様な就業機会の提供など事業拡大に向けた団体の事業計画を策定し、受託業務の受注量の増加に向けた取組に努めています。 障害者の働く場の確保など就労への支援については、障害者の就労支援の専門機関として、堺市障害者就業・生活支援センターにおいて、就労を希望する障害者の方の能力や特性を把握した上で、必要に応じて就労支援に携わっている関係機関と連携しながら、就業に向けた支援と就職後も継続してサポートする定着支援を行っています。なお、令和 5 年度からは、就労希望者がいる福祉施設と職場体験実習に協力いただける企業とをマッチングし、就労希望者には一般就労の体験、福祉施設職員には実習を通したノウハウ教授、企業には障害者雇用のイメージ把握及び一般就労受け入れを促すことができる就労支援の取組を行っています。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（1）②（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課） 障害福祉サービスである就労継続支援等では、国の制度として送迎人数や送迎頻度に応じて利用者の送迎に対し加算制度があることから、本市では通所に要する交通費の給付は行っていないので、ご理解をお願いします。 第 1 2 項（1）③（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害施策推進課、障害支援課） 本市では現在、障害者の自立支援や高齢者の生きがい創出の支援などのサービス提供を進めており、障害者給付金及び敬老祝金給付事業の実施については予定しておりませんので、ご理解をお願いします。 第 1 2 項（1）④（長寿社会部長寿支援課） 堺市高齢者緊急通報システム事業で貸与しているペンダント式ボタンは一定の防水性を有しており、平成 2 7 年度以降はより防水性能の高いものを導入しています。 第 1 2 項（1）⑤（障害福祉部障害支援課） 重度障害者福祉タクシー利用助成制度は、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。 令和 5 年度から、初乗運賃という条件は無くし、助成額と交付枚数について見直しを行いました。 本市の財源に限りがある中、現在のところ拡充は困難ですが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行います。 第 1 2 項（1）⑥（長寿社会部医療年金課） 平成 2 5 年 8 月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。 本市としては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保することが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、要望します。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（1）⑦（長寿社会部医療年金課） 後期高齢者医療制度では、国において、医療の給付と負担の在り方についての検討を行い、社会保障制度の持続可能性を確保しながら世代間の公平性を図ることを目的に、令和 4 年 1 0 月 1 日から一定所得以上の被保険者の方の窓口負担を 2 割としています。 なお、2 割負担への変更により影響が大きい外来患者の方には、一定期間、負担軽減のための配慮措置が適用されています。 第 1 3 項（1）①（健康部健康医療政策課） ハイリスク分娩など命に関わる危険性があり、かかりつけ医では対応できない妊婦の方に対しての夜間・休日診療については、大阪府、大阪市と共同して大阪府周産期医療体制整備事業を実施しており、この事業の中で府内の病院に救急搬送を受け入れてもらう体制を確保しています。 小児科の夜間・休日の医療体制については、本市の外郭団体である（公財）堺市救急医療事業団が堺市こども急病診療センターを運営し、一年を通じて休日・夜間の小児初期診療を行っています。 第 1 3 項（1）②（健康部健康推進課） 特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して設定しており、生活習慣病の予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。 また、心電図検査については、特定健康診査の結果、検査の実施基準に該当した方のうち、医師が必要と判断した場合に実施しています。 なお、特定健康診査に係る自己負担額については、平成 3 0 年度より無料となっています。 第 1 3 項（1）③（健康部健康推進課） 本市が実施するがん検診については、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められている検査方法、対象者年齢及び実施回数（受診間隔）に基づき実施しており、子宮がん検診及び乳がん検診については、実施回数が 2 年に 1 回と定められていることから、偶数年齢時に 2 年に 1 回受診していただく制度として実施しています。 また、胃・肺・大腸・子宮・乳の 5 つのがん検診については、令和 6 年度も自己負担額を無料としており、この機会に、多くの市民に受診をしていただき、以後の定期的な検診の受診につなげます。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 3 項（1）④（保健所感染症対策課） 予防接種法に基づく定期予防接種には、「人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防すること」を目的とするA類疾病と「個人の発病又はその重症化を防止すること」を目的とするB類疾病の2種類があります。 乳幼児、小児を対象とするA類疾病の定期予防接種に対し、主として65歳以上の方を対象とするインフルエンザ予防接種、新型コロナワクチン予防接種及び高齢者の肺炎球菌予防接種は、B類疾病の定期予防接種に該当します。 同法第28条では「予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から政令の定めるところにより実費を徴収することができる」とされており、本市ではA類疾病については無料、個人予防を目的とするB類疾病については、受益者負担の観点からワクチン代相当額としてインフルエンザ予防接種は1,500円、新型コロナワクチン予防接種は3,200円、高齢者の肺炎球菌予防接種は4,000円を自己負担金として実施しています。 ただし、上記の対象者のうち市民税非課税世帯、生活保護世帯等の方については、経済的負担が接種控えにつながらないよう自己負担金を免除しています。 本市としては、受益者負担の観点からB類疾病の定期予防接種を無料とする予定はなく、現行の予防接種制度を持続可能なものとしたいと考えています。 また、その他の任意の予防接種については、国において定期接種化に向けた審議が現在も継続されており、今後も動向を注視します。 第 1 4 項（1）①（長寿社会部医療年金課、障害福祉部障害支援課、保健所保健医療課） ご要望の在宅酸素療養患者の医療費や諸経費にかかる助成については、限りある財源の中、現在のところ本市独自で制度化することは困難な状況にありますので、ご理解をお願いします。 第 1 4 項（1）②（長寿社会部医療年金課） 子ども医療費助成制度における一部自己負担については、平成16年11月から1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております、平成18年7月からは、子育てに係る負担軽減を図るため1か月当たりの負担限度額を2,500円とする助成制度の拡充を行いました。これらは大阪府内で統一して導入された福祉医療費助成制度です。 さらに本市独自の取組として所得制限の撤廃と対象年齢18歳までの拡充を実施しています。 さらなる助成の拡充は予定していませんが、引き続き子ども医療費助成制度を含めた子育て施策に対する国や府の動向を注視します。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 4 項（1）③（保健所保健医療課） 平成 2 7 年 1 月に難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)が施行され、新たな難病医療費助成として特定医療費制度が創設されました。国では、難病とは、（1）発病の機構が明らかでなく、（2）治療方法が確立していない、（3）希少な疾病であって、（4）長期の療養を必要とするものとされ、さらに特定医療費の支給対象となる指定難病は、患者数が本邦において一定の人数（人口の約 0. 1 %程度）に達しないこと、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していることとされており、厚生労働大臣が指定しています。対象疾病は、1 1 0 疾病から段階的に拡大され、現在、計 3 4 1 疾病が指定されています。さらに、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会では、対象疾病の追加や、既に指定されている疾病の支給認定に係る基準についての見直しを行うことが検討されています。 また、難病法に基づく公平かつ持続的、安定的な医療費助成の仕組みとして、患者の自己負担の割合及び患者等の所得に応じた自己負担上限額が定められており、高額な医療を長期に継続している方への負担軽減等が図られています。 本市としては、難病患者の方が安心して医療費助成を受けられるよう、今後も引き続き国の動きを注視しつつ対応します。			
第 1 4 項（1）④（長寿社会部医療年金課） 入院時食事療養費については、各健康保険制度の中で、所得に応じた標準負担額が決められています。また、住民税非課税世帯の方は、食事療養費の標準負担額を減額できる軽減措置があり、一定の負担軽減が講じられていますので、ご理解をお願いします。			
第 1 4 項（1）⑤（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課） 高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。 引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。 なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 5 項（1）①（保健所保健医療課） 本市では、保健所と各区に設置している保健センターの連携体制により、市民の健康の保持増進を図っています。保健所は、地域保健法の考え方に基づき、地域保健における広域的、専門的技術的拠点として、感染症や医事、薬事など主に全市域を対象とした地域生活を支えるための取組を行い、各保健センターは、住民に身近で利用頻度の高いサービスを提供する拠点として、健康相談や保健指導など主に直接的な市民サービスを行っています。新型コロナウイルス感染症のみならず、今後発生する新興感染症の対応にあたっても、市民の命と健康を守るために必要な体制の構築を進めます。 第 1 5 項（1）②（保健所感染症対策課） 令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症に移行した後、令和 6 年 3 月末までの移行期間をもって、保健所による感染対策は令和 6 年 4 月から通常の対応に移行し、新型コロナウイルス感染症に係る医療費等の公費負担も終了しました。 今後についても、基本的な感染対策の周知、保健師等による感染対策の助言及び新型コロナワクチン等の定期接種を推進することで感染拡大の防止に努めますのでご理解をお願いします。			

番 号	陳情第72号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第16項（1）①（子ども青少年育成部子ども家庭課） 本市助産施設につきましては、産科医療機関等が減少する中、市内3医療機関が実施しており、近隣市の助産施設においても実施しています。また、本市の助産制度では、国基準に加えて、各施設で個別に設定されている入通院に係る経費においても原則、対象としています。 第16項（1）②（子ども青少年育成部子ども家庭課） 入院助産の認定手続きにつきましては、児童福祉法上、経済的な事情により出産が困難な妊産婦を対象としております。そのため、申請者（妊産婦または扶養義務者）の現況の確認を行う必要があり、母子健康手帳及び健康保険証の写し等の提出、所得についてはマイナンバーによる確認や課税証明書の提出による手続きが必要となりますので、ご理解ください。 第16項（1）③（子育て支援部幼保政策課） 本市では待機児童解消のため、認定こども園や小規模保育事業所の新設などにより、保育を必要とする児童に対する受入れ枠の整備などを進め、令和3年から4年連続で待機児童数ゼロを達成しました。今後も引き続き、保育需要の動向を見極めながら、必要な受入れ枠の確保に努めます。 第16項（1）④（子ども青少年育成部子ども育成課、子育て支援部幼保政策課） 児童福祉法や子ども・子育て支援法のもと、より多くの保育を必要とする子どもが利用できるよう幼保連携型認定こども園をはじめとした受け入れ枠の整備を進めています。 また、保護者の妊娠・出産、疾病及び介護、災害復旧など、緊急その他やむを得ない理由で他に保育の代替となるものが全くない場合については、緊急一時保育として、認定こども園や保育所等を利用することが可能となっており、引き続き、制度の適切な運用に努めます。 病児・病後児保育施設数については、本市内の出生数や実際の利用者数など施設の受入状況等を踏まえて必要量を検討し、外部有識者で構成する「堺市子ども・子育て会議」でご議論いただき、現在5か所を設置しています。あわせて市内全域を対象とする訪問型病児保育事業も実施しており、ニーズ量に対しては既存施設数で対応できていると考えています。 本事業を必要な時にご利用いただけるよう事業の充実に努めます。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 7 項（1）①（産業戦略部産業企画課） 中小・小規模企業は、地域経済と雇用を支える重要な存在であると認識しています。 そうした認識のもと、本市では「堺市基本計画 2 0 2 5」や「堺産業戦略」において、産業振興に関する方針を定め、これらの方針に基づき、経営基盤の強化や人材確保の支援など中小・小規模企業に対する各種施策を臨機応変に展開しています。 今後とも、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に中小・小規模企業を支援することで、地域経済の活性化を図ります。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 7 項（2）①（産業戦略部地域産業課） 地場産業・伝統産業の事業継続と発展には、販路拡大や後継者育成を支援することが重要であり、各産地組合が行う販路拡大や後継者育成などの取組に対して補助金を交付し、産地組合と連携して事業活動を支援することにより、地場産業・伝統産業の振興に努めています。 特に、堺の伝統産業が持つ魅力を市内外の方に広く発信し、認知度を高めるためにはブランド化の取組が重要であると考えています。伝統産業のブランド化に向けた取組として、愛着をもって長く使い続けられる上質なアイテムを提案していくブランド「sakai kitchen（堺キッチン）」を令和3年度に構築し、大きな市場である首都圏での販売やイベントの実施、各種情報発信を行っています。さらに伝統産業事業者によるオープンファクトリー（工場見学・体験）に向けた環境整備を支援しているほか、海外販路開拓として、令和4年度からドイツでの展示会に出展しています。また、令和5年度からは、一般消費者のニーズを反映した商品開発や戦略的な販路開拓を行う伝統産業事業者等への支援や市民や企業からの発信を促進しています。これらの取組を通じて堺の伝統産業の魅力を発信し、認知度向上をめざします。 さらに、職人の高齢化や後継者不足への対応として、新たに従業員を雇用し後継者育成に取り組む事業所に対して補助金を交付し、後継者の確保を支援することに加え、未来を担う若手人材を対象にした交流会を開催し、新たな取組を生み出す機会を提供しています。このほか、伝統産業・地場産業における優れた技術を継承・発展させるため、卓越した技能を有する方を堺市ものづくりマイスターとして認定しています。 また、堺の伝統産業を一堂に集めた施設「堺伝匠館」では、令和2年度・令和3年度のリニューアルを経て、堺の地場産品・伝統産品を知る、ふれる、買うことができる施設として、多くの方にご利用いただいています。定期的に実演や体験も開催するなど、堺の地場産業・伝統産業の認知度を高め、魅力を発信しています。 今後とも、地場産業・伝統産業の現況や課題を把握しながら振興・育成に努めます。			
第 1 7 項（2）②（産業戦略部地域産業課） 本市では、堺市産業振興センターを融資相談窓口として、市内中小企業者の資金調達に関する問い合わせに対応し、堺市中小企業融資制度はもちろん、大阪府制度融資、日本政策金融公庫等多様な主体の金融支援メニューの中から、当該中小企業者の状況や需要に適した、融資メニューの紹介や斡旋を実施しています。 また、堺市産業振興センターが主として保証を行う堺市中小企業融資制度におきましては、市の施策に適合する制度利用者に対し信用保証料を市が負担するなど、市内中小企業者の借入時の負担軽減も図っています。 堺市中小企業融資制度につきましては、堺市産業振興センターの利用者に対する保証限度額の拡大を検討するなど、より円滑な資金調達に資するよう、市内中小企業者に寄り添った金融支援に努めます。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 8 項（交通部交通政策担当、公共交通担当）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課、生活福祉部生活援護管理課、障害福祉部障害施策推進課） おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的とし、6 5 歳以上の堺市民の方が市内の路線バスと阪堺電車を 1 乗車 1 0 0 円で利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、対象年齢未満の生活保護受給者、障害者（児）は対象としていません。 本市としては、今後とも庁内関係部署や交通事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努め、高齢者の社会参加及び健康増進を推進します。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 9 項（経営企画室経営マネジメント担当）			
上下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う水需要の減少に加え、物価やエネルギー価格の高騰など厳しい状況にある一方で、施設の老朽化対策や耐震化対策など、市民の皆さまの安全・安心の確保に向けた投資が必要不可欠となります。 引き続き、安定的な上下水道サービスを維持することができるよう、施設の維持管理、改築、更新にあたっては将来の水需要を見据えて施設規模の適正化を図りつつ、事業費を平準化します。また、上下水道施設の建設改良コストの縮減や未利用資産の利活用など収支改善の取組に加え、D X推進など業務の効率化に継続的に取り組むことで経営基盤の強化を図り、令和 1 2 年度までの経営戦略の計画期間内は現行の料金水準の維持に努めます。 次に、低所得者や生活保護世帯に対する水道料金及び下水道使用料の減免制度の実施についてお答えします。 水道事業及び下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき、事業の経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てる、いわゆる独立採算制を基本としています。サービスの提供に要する経費負担をその受益者に求めるという受益者負担の原則により、使用者間の負担の公平性を図り、財政の自主・自立を確保することで、効率的な事業運営をめざしています。 このように、独立採算制の下で経営を行う場合において、ご要望のように一部の方を対象とした水道料金及び下水道使用料の免除制度を実施すれば、当該制度による減収分を、結果的に他の市民のみなさまに転嫁することとなるため、受益者負担の公平性の観点から適切でないと考えております。			

番 号	陳情第 7 2 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 0 項（1）①（学校教育部教育課程課） 教科用図書の採択に当たって、本市では、文部科学省からの通知や学習指導要領の改訂の趣旨をふまえて採択基本方針を策定したうえで、その方針に基づいた調査研究を実施し、適正かつ公正に教科用図書を採択しています。 第 2 0 項（1）②（学校教育部教育課程課、総務部総務課） 入学式、卒業式などにおける国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。 また、平成 1 1 年に「国旗及び国歌に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 2 7 号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この基本方針に沿って学校園施設においても国旗の掲揚を行っています。 第 2 0 項（1）③（学校管理部学校施設課）（危機管理室防災課） 学校における空調については、これまでに小・中学校の普通教室、支援教室に加え、音楽室、図書室への整備を行っており、令和 3 年度には中学校の特別教室（理科室、調理室、美術室）、令和 4 年度には小学校の特別教室（理科室、家庭科室）への整備を完了しています。 また、体育館については、全ての小・中学校に空調を整備し、空調方式は発災時に停電しても運転できる停電対応型のガスヒートポンプエアコンとする予定です。今年度から設計を進めており、令和 7 年度から 5 か年以内で整備工事を完了する見込みです。 なお、教室及び体育館については、地域住民の避難場所として活用することとしています。 第 2 0 項（1）④（学校教育部生徒指導課） いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題の対応については、事象発生後の対応のみならず、未然防止教育等を計画的に行うことが大切であると捉え、児童生徒に対していじめ防止授業やいじめ・暴力防止（CAP）プログラム等を行っています。 体罰は重大な人権侵害であると捉えています。全教職員対象の参集研修、I C Tを活用した研修を計画的に実施し、教職員それぞれが体罰の根絶に向けて意識を高め、指導力向上に努められるよう取り組んでいます。			

番 号	陳情第72号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第20項（2）①～④（学校管理部学務課） 就学援助制度については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の所得認定基準及び給付内容で実施しています。 今後も、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望します。 第20項（2）⑤⑥（学校教育部学校保健体育課） 児童・生徒が学習に支障なく教育を受けることができるよう、学校保健安全法による医療費援助に関する国等の動きについては注視していきます。 医療券につきましては、診療医療機関等から本市への請求書を兼ねております。診療医療機関等の診療報酬明細書請求の単位が1か月であるため、医療券の発行も診療報酬明細書と同様に1か月ごととしています。 第20項（2）⑦（学校管理部学校給食課） 教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、「堺市中学校給食実施方法等調査」の結果をもとに、有識者、保護者、教職員で構成される「堺市中学校給食検討懇話会」からの意見をふまえ、高度な衛生管理が徹底できること、同時期に一斉早期に開始できること、安全安心な給食を安定的に提供できること等の理由から、給食センター方式の導入を令和2年3月に決定いたしました。現在、「堺市中学校給食改革実施計画（令和3年10月策定）」に基づき、令和7年6月からの全員喫食制の中学校給食の開始に向けて、取り組んでいます。なお、政令市の多くでは給食センター方式が導入されており、近年、新たに中学校給食を開始する市においても、給食センター方式を導入しています。全員喫食制の中学校給食の実施に向けては、保護者や教職員からの意見も参考にして、安全安心な給食の実施に取り組めます。 学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。なお、令和5年度2・3学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しました。また、令和6年度は、物価高騰支援として、令和6年度の1学期は1食当り25円を、2学期以降について1食当り30円を支援しています。さらに、精米の売渡価格上昇に伴い、栄養バランス等を維持した給食の提供を行うため、食材費高騰分の追加支援を実施する補正予算を、令和6年第4回市議会に上程しています。 学校給食費無償化には多額の費用が一時的ではなく継続して必要となりますので、実施に当たっては持続可能な財政運営を堅持できることが必要となります。学校給食費の無償化に向けて、国に対しては、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。			

番 号	陳情第73号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月17日
(審査結果) 第1項 本市議会では、大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）や選挙における投票者数増加の取組について、これまでも、本会議や常任委員会等で真摯に議論を重ねてきました。 また、大阪・関西万博に関する事務を所管する総務財政委員会を始め、委員会で行う視察等の調査活動については、各委員会において委員間で事前協議を重ねた上で、委員の総意でもって委員長が議長に申し出る手続きを踏み、実施しています。あわせて、これら調査活動を通じて委員会において各委員は所管部署に対し質問等を行うなど、議会審議に寄与させるとともに市政の発展に反映させるよう活動を行っています。 この度、提出された陳情については、陳情書として全議員へ配布しています。今後も多くの住民の多様な意見を市政に反映することに努めてまいります。 なお、各会議については、会議を傍聴していただけるとともに、インターネットで生中継をご覧いただくことができます。また、会議の翌日から概ね3日後（土・日・祝日を除く）には、録画中継をご覧いただくことができます。 あわせて、会議の内容については、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録をご覧いただけます。また堺市議会ホームページからも会議録を検索してご覧いただけます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。 第2項 政務活動費の額については、「堺市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、議員1人当たり月額30万円を交付することとしています。 今後とも、議会の権能を十分に発揮し、市民から負託された期待に応え、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与するため、効率的・効果的な運用に努めてまいります。	

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 項（政策企画部） 堺市基本計画 2 0 2 5 が令和 7 年度末で計画期間を満了するため、今年度より本格的に次期基本計画策定に向けた検討を進めています。 お示しの「将来推計人口を上回る人口」「事業従事者 1 人当たりの付加価値額」「健康寿命」は現行の堺市基本計画 2 0 2 5 において、2 0 3 0 年度にめざすゴール（K G I）として掲げている指標であり、基本計画の目的である持続可能な都市経営を推進する上で、引き続き向上をめざすべき重要な指標であると認識しています。 また、今後も人口減少・高齢化の進行等により厳しい都市経営が予想される中、本市が将来において持続的に発展し、暮らしやすい都市であるためには、未来に向かってイノベーションを生み続ける必要があると考えています。変化を恐れず、果敢に挑戦・創造し続ける堺であるよう、引き続き取り組みます。			

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 4 項（行政部行政経営課）

本市では令和元年度より市政全般にわたる改革を行い、令和 5 年度以降は「持続可能な財政運営に向けた取組」を推進していますが、社会保障関係費や人件費の増加、物価高騰等の影響による収支の悪化、少子化に伴う人口減少や生産年齢人口の減少等による労働市場の流動化といった社会的要因により市政運営を取り巻く環境は厳しさを増すことが見込まれています。

このような厳しい環境の中でも市民サービスの維持・向上を図り、持続可能な市政運営を確保するため、「持続可能な財政運営に向けた取組」といった従来の行財政改革に加え、組織や職員配置、業務プロセスの最適化、DX の更なる推進といった手法を講じ、財政面だけでなく組織運営面にも踏み込んだ構造的な改革に取り組みます。

第 5 項（人事部人事課、労務課）（市長公室政策企画部）

（1）

地方公務員の勤務条件については、地方公務員法第 2 4 条第 4 項において、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」と規定されており、本市職員においては、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 3 条で週休日を日曜日及び土曜日としています。

本市では、堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画を令和 4 年 3 月に策定し、職員が柔軟な働き方や育児・介護・病気等と仕事の両立ができるように取組を進めています。

今後も国や他の地方公共団体の動向を踏まえながら、市職員が働きやすい職場環境の整備に努めます。

（2）

本市では、昨年度に堺市基本計画 2 0 2 5 とのより一体的な取組推進に向け 2 0 2 5 年度までに延伸改定した堺市 SDG s 未来都市計画（2 0 2 1 ～ 2 0 2 5）に基づき、全庁的な SDG s の各ゴール、ターゲット達成に向けた全庁での取組を進めています。

また、学校や企業等の外部の組織団体を会員対象とする、さかい SDG s 推進プラットフォームの運営により、会員との SDG s に関する取組の情報発信など、市民や企業、教育機関等の SDG s 達成に向けた取組啓発の推進なども行っています。

引き続き SDG s のゴール実現をめざし、市役所全庁での取組促進と、多様なステークホルダーとの連携により、堺市 SDG s 未来都市計画の K P I 達成に向けて取り組みます。

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
(3) 2025年大阪・関西万博は、主催する日本国際博覧会協会が示した基本計画等のとおり開催されるものと認識しています。また、万博の開催は経済、文化、社会等あらゆる面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機となるものです。 本市としても、堺の持つ優れたポテンシャルを生かしてその効果を確実に取り込み、堺の成長、発展に繋げるため、大阪府・大阪市や周辺地域と連携しながら、万博の機運醸成、堺の魅力発信に取り組めます。 第6項（人事部労務課） 地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第2項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。 令和5年度においては、一般職の職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を3,925円（1.01%）下回っていたこと及び期末・勤勉手当について職員の年間支給月数が民間企業での年間支給月数を0.09月分下回っていたことから、この較差を解消するよう堺市人事委員会より勧告があったため、月例給の引上げ改定を行い、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.4月から4.5月へ上げました。 今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めます。			

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 7 項（危機管理課） 本市では、地震による被害や津波・高潮・洪水・土砂災害・内水の各種ハザードマップ、災害への備えに関する情報を掲載した防災マップ等の啓発資料により、本市で起こりうる災害や備えについて市民の皆様へ周知しています。 また、大雨や台風の接近が予想される場合には、気象庁などが発表する気象情報のほか、民間気象会社からの情報など様々な情報を収集、整理し、堺市への影響を確認しています。河川氾濫や土砂災害の危険性が高まっている場合や市民の皆様に避難を呼びかける必要が生じた場合には、Ｌアラートによるテレビやラジオでの発信のほか、防災行政無線、市ホームページ、緊急速報メール、おおさか防災情報メール、大阪防災アプリ、ＳＮＳなど多様な手段を用いて市民の皆様に情報を伝達しています。 災害時には、デマや詐欺まがいの情報が流れることがあるため、信頼できる発信元から正しい情報を入手できるよう普段から情報の入手先を確認していただくことが重要であることの啓発に取り組めます。			

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（ダイバーシティ推進部人権推進課） 本市では、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」や市政運営の大方針である「堺市基本計画 2 0 2 5」に基づき、すべての施策を平和と人権を尊重する視点で実施しています。 今後も、差別のない社会の実現に向けて、様々な人権課題に対する啓発に取り組めます。			
第 9 項（市民生活部市民協働課）（各区役所自治推進課） 本市では、犯罪のない安心して暮らせる良好な地域社会の実現をめざし、防犯カメラや防犯灯の設置等による防犯環境の整備をはじめ、青色防犯パトロール活動などの地域による自主防犯活動への支援や、大阪府警察と連携した広報啓発活動を行うなど、関係機関や地域等と連携して各種防犯施策を推進しています。 また、近年急増する特殊詐欺の被害を防止するため、特に被害の多い高齢者を対象に、警察や自治会、専門機関等と連携して、特殊詐欺対策機器（自動通話録音機）の無償貸与事業を各区役所で実施しているほか、広報さかい（全市版・区版）やホームページ、SNS、出前講座等での注意喚起に加え、高齢者と関わる機会が多い部署と連携して特殊詐欺の手口や被害防止策等の周知・啓発を強化しています。 引き続き、警察や地域、事業者等と連携・協働を図りながら、犯罪のない安心して暮らせる良好な地域社会の実現に向けて取り組めます。			
第 1 0 項（市民生活部消費生活センター） 本市では、消費者である市民の利益を守るため、商品・サービスの契約等によるトラブルの相談に応じています。特に近年、インターネット通販をはじめとするウェブ上での契約やキャッシュレス決済などが拡大し取引の利便性が向上する一方、デジタルツールを使いこなすための情報や技術を持たないことなど、人の脆弱性を原因とするトラブルが増加しています。 背景には、I C Tを利用できる人とできない人との間のいわゆるデジタル・ディバイドの問題があるため、広報さかいや対面式の出前講座、デジタルツールを使いこなすことが難しい高齢者を支援する福祉関係者に対する情報提供などに力を入れています。 また、契約トラブルだけでなく特殊詐欺などの相談も増加傾向にあり、相談内容に応じて法律相談や警察など適切な機関につないでいます。			

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 1 項（長寿社会部医療年金課、健康部健康推進課） 堺市国民健康保険に加入されている 4 0 歳から 7 4 歳の方を対象に堺市特定健康診査を実施しています。対象者全員に、受診券や受診票、受診案内を送付し、特定健康診査の周知に努めています。 また、後期高齢者医療制度の健康診査については、毎年 4 月下旬（新たに 7 5 歳になられた方は誕生月の翌月）に、大阪府後期高齢者医療広域連合から受診案内を送付しており、市から被保険者の方それぞれに送付する保険料額決定通知書にも、健康診査の受診案内を掲載しています。 さらに、市の広報紙やホームページでも周知を行っているほか、地域の通いの場等においても健康診査の受診勧奨を行っています。 今後も様々な方法で、わかりやすく周知するよう努めます。			

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（子ども青少年育成部子ども企画課） 本市では、「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」と「地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現」を基本理念とした、「堺市子ども・子育て総合プラン」（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）に基づき、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」のほか、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を推進しています。 今後も、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れ目のない子育て支援の効果的な推進を図ります。			

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 3 項（観光部観光推進課） 大阪・関西万博の開催に向け、今年度においては、堺市外からの団体ツアー実施に要する費用の補助、鉄道事業者と大阪府内自治体との共同による全国規模の観光キャンペーン等を実施しています。 大阪・関西万博の開催は堺をアピールする絶好の機会であることから、本市としてもこの好機を逃さず、万博の効果を確実に取り込めるよう、引き続き本市への誘客や長時間滞在による宿泊観光を促し、市内消費の活性化につなげます。 第 1 4 項（文化国際部文化課、スポーツ部スポーツ推進課） 本市では、自由で心豊かな市民生活の実現及び都市魅力の創造に寄与するため、「第 2 期堺文化芸術推進計画」に基づいて文化芸術の振興に関する取組を進めております。 また、すべての人がスポーツに親しみ豊かで健やかな生活を過ごせる地域社会を実現するため、スポーツ・運動習慣の充実や堺のスポーツ魅力の創出に繋がる取組を進めております。			

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 5 項（環境事業部環境業務課） 市民に対するごみ処理や分別の周知は、その詳細を一覧にした「資源とごみの分別大辞典」の冊子を転入者に配付するほか、外国語版も含めたデジタル版をホームページに掲載しています。 また、分別方法やお住まいの地域の収集日について、スマートフォンやタブレットなどで検索、お知らせができる「ごみ分別アプリさんあ〜る」をダウンロード又はWEB版によりご利用いただくこともできます。			

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 6 項（開発調整部建築防災推進課） 平成 7 年の阪神・淡路大震災を踏まえ制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、本市では平成 1 9 年に「堺市耐震改修促進計画」を策定、法改正等に伴い計画名を「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画」と変更して平成 2 8 年及び令和 3 年に本計画の改訂を行い、本市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害の軽減に取り組んできました。 本計画では、「住宅の耐震化率を令和 7 年度までに 9 5 %」とすることなど、住宅行政・建築行政全般に共通する大きな目標と、防災関連施設や緊急交通路沿道建築物等の個別に所有者が行う耐震化の取組への支援などの具体的な目標を掲げ、耐震改修補助金制度等による建物所有者の費用負担軽減策を促進するなど耐震化の推進に取り組んでいます。 多くの人に耐震改修の必要性を理解していただくためには、きめ細かな啓発活動と相談体制が必要であることから、啓発チラシの配布、広報紙や SNS の活用、イベントへの啓発ブースの出展、出前講座の開催などのキャンペーン活動を継続して実施しています。 また、積極的な耐震改修のコーディネートとして、耐震診断を行ったが耐震改修をされていない方へのダイレクトメールや、対象となる建物への戸別訪問など、きめ細かく積極的な対応を行っています。			

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 7 項（１）（２）（３）（４）（道路部道路計画課、土木部土木監理課）（建築都市局都市計画部都市計画課）（上下水道局経営企画室事業マネジメント担当） 堺市都市計画マスタープランでは、めざすべき都市像の一つに「安全で安心して暮らせる都市」を掲げており、避難路、避難地、延焼遮断帯となる幹線道路・公園・防災拠点など都市施設等の整備を進め、市街地の防災性の向上を図っています。 建築物は、耐震化や不燃化、バリアフリー化の促進などにより、地震などの災害や日常生活における安全・安心を確保し、高齢者、子育て世代をはじめ、すべての人が安心して利用できるような質の向上を図っています。 都市計画道路は、市民生活や経済活動等に伴う自動車交通等を円滑に処理する役割や防災機能強化を担っており、現在、南花田鳳西町線や草尾南野田線などの都市計画道路の整備を行っています。未事業化の路線についても、堺市都市計画道路整備プログラムに基づき、整備を進めます。また、整備した道路については、日常パトロールや定期点検等により状況の把握を行い、必要に応じ補修等を行っています。 上下水道施設は、高度経済成長期を中心に多くが整備され、今後、更新時期を迎える施設が増加することから、将来を見据え、施設全体を効率的かつ効果的に管理運営することが必要となっています。このため、中長期的な視点で施設の設置年度や劣化予測等から施設の更新・整備等の事業量を把握し平準化を図ることで、計画的かつ効率的に事業を推進し、持続的・安定的な上下水道サービスを提供します。			

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 8 項（学校教育部生徒指導課）（子ども青少年局子ども青少年育成部いじめ不登校対策支援室） 文部科学省が示す生徒指導提要に基づき、いじめの未然防止や早期発見に取り組んでいます。相談体制については、教職員による教育相談に加え、スクールカウンセラーを直近 3 年間で小学校 6 校に追加配置する等、学校が必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用できるよう相談体制の充実に取り組んでいます。 また、いじめ不登校対策支援室では学校や教育委員会とは別の組織として、いじめや不登校等の課題を抱える児童や生徒を支援しています。 第 1 9 項（1）（2）（3）（総務部学校改革推進室） 堺市がめざす新たな学校のあり方は、グローバル化の進展や人口減少の進行など急激に変化する時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育み、子どもたちの可能性を最大限に引き出すことを目的としており、これからの堺の学びとして、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をめざします。そのための学校体制構築として、中学校区を構成する小中学校を「学校群」として一つのチームとして捉え、小中 9 年間の学びを見通し、スケールメリットを生かしたマネジメントにより学校の主体的な創意工夫のある効果的な学びに向けた取組を推進します。 第 2 0 項（教育センター学校 I C T 化推進室） 令和 2 年度に市内の小・中学校に児童生徒用パソコン及び校内ネットワークを整備し、授業における I C T の活用や子どもたちの情報活用能力の向上に取り組んでいます。児童生徒用パソコンを効果的に活用した学びの充実を図るため、教員への研修や授業での具体的な活用事例の周知を進めています。引き続き、子どもたちの「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実と「探究的な学び」の充実に向け、児童生徒用パソコンをはじめとする I C T を最大限活用してまいります。 第 2 1 項（総務部教育政策課） 本市では、すべての子どもたちが多様性を認め、ゆめや目標、挑戦心や粘り強さをもって、それぞれの可能性を発揮しながら未来を切り拓くことができる力の育成をめざしています。そのためには、多様な主体との協働・連携は必要不可欠であると考えていることから、地域人材や大学、企業、N P O 法人などと協働・連携した教育施策を推進しています。			

番 号	陳情第 7 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 2 項（総務部教育政策課） 子どもたちの豊かな学びや体験の場となる学校生活や教育活動は、安全・安心な環境が土台となっ てはじめて成り立つものと考えています。そのため、様々な悩みや不安を抱えた子どもたちの心のケアやいじめの未然防止、安全教育や防災教育など、安全・安心な環境をめざした幅広い取組を進めています。 第 2 3 項（学校管理部学校給食課） 本市では、安全・安心な学校給食を提供することを第一に衛生管理及び安全管理に取り組んで います。今後も「堺市学校給食衛生管理手引」を遵守し、食材の十分な加熱、従事職員の健康管 理や手洗いの励行等により衛生管理の徹底を行っています。 第 2 4 項（教職員人事部教職員人事課） 現在、全国的に教員不足が課題となっており、本市においても、年度途中の産育休や病休、急 な退職の代替講師を配置できない例が多くあります。速やかな講師配置に向けて、引き続き人材 確保に努めます。 また、近年、本市立学校園教職員と教育委員会事務局職員の不祥事が連続して生起しており、 その対策として令和 6 年 3 月に、不祥事防止プログラム「未来をつくる堺の誇り（P R I D E）」 を策定しました。 各学校園や教育委員会事務局の研修においてこのプログラムを積極的に活用し、教職員の意 識改革を促し、不祥事の未然防止につなげます。			

番 号	陳情第 7 4 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（政策企画部） 2025 年大阪・関西万博は、日本国際博覧会協会が主催であり、開催に向けて様々な課題に対処されていると認識しております。一方で、万博の開催は経済、文化、社会等あらゆる面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機となるものであり、堺の成長、発展に繋がるものと期待しています。 本市としても、堺の持つ優れたポテンシャルを活かしてその効果を確実に取り込めるよう、大阪府・大阪市や周辺地域と連携しながら、堺の魅力発信や万博来場者の市内誘客などに取り組みます。 第 2 項（政策企画部）（総務局人事部人事課） 国際博覧会協会は、2025 年大阪・関西万博の準備及び開催運営等を行う団体であり、協会への派遣は職員にとって国家プロジェクトに携わることができる貴重な機会と考えています。 また、帰任後の職員には派遣中に培った経験やネットワーク、スキル、ノウハウを業務に活かし、組織の課題解決や活性化、あるいは後進の育成などにつなげてもらえるものと期待しています。			

番 号	陳情第74号	所管局	I C Tイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第3項（I C Tイノベーション推進室）（健康福祉局長寿社会部国民健康保険課、医療年金課） マイナンバーカードは、申請に基づき交付されるものであり、健康保険証と一体化してもこれを変更するものではありません。 また、マイナ保険証の利用登録についても、申請に基づき登録されるものです。一旦登録した場合でも、利用登録の解除が可能であり、本市においても令和6年11月から、国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、利用登録の解除を希望する被保険者からの申出を受け付けています。 第4項（I C Tイノベーション推進室） マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入されています。 情報の取り扱いについては、個人情報を集約して「一元管理」するのではなく、従来どおり各機関等が保有し、必要な情報を必要な時にやりとりする「分散管理」をしたうえで、手続きを受け付ける行政職員だけが必要な情報に限ってアクセスできる仕組みとしています。さらに、第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督することで不正なアクセスが行われないようにしています。 マイナンバーの記入については、各手続において申請書等へのマイナンバーの記入が法的に定められている場合がありますが、記入いただけない場合でも不当な取り扱いを行うことはありません。			

番 号	陳情第 7 4 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 5 項（人事部人事課）（財政局契約部調達課） 本市では、職員が憲法をはじめ職務上必要な法令を理解し、法令に則して職務を遂行するよう、職員研修やO J Tに取り組んでいます。今後も引き続き職員研修などの充実に努めます。 また、本市が発注する委託契約の受託者に対して、業務委託契約書の中で、日本国の法令遵守を規定しており、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ります。			

番 号	陳情第 7 4 号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（税務部税制課） 消費税率（国・地方）引上げによる増収分は、社会保障・税一体改革により、全て社会保障に充てられています。消費税率 1 0 %への引上げによる増収によって、待機児童の解消、幼児教育・保育の無償化など子育て世代の社会保障が充実し、全世代型社会保障制度改革が進んでいます。また、インボイス制度は、複数税率制度のもとでの適正な課税の確保を目的に導入された制度です。 上記の内容を含む制度改正については、国会において審議決定されるべき事柄であると考えます。 また、今般国において議論されている基礎控除の引上げについては、本市においても市税の減収が見込まれることから、指定都市が合同で、国民の手取りの増加や労働市場への労働力の供給などの効果が期待できるものの、税や社会保険料など国民の義務的負担の公平なあり方についての十分な議論を通じて、住民サービスの提供に支障を来さないための地方税財源の確保が必要である旨の意見表明を行っています。			

番 号	陳情第 7 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 7 項（長寿社会部国民健康保険課）

市町村における国民健康保険運営協議会の委員の構成については、国民健康保険法施行令第 3 条第 3 項に「被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する」旨が定められており、また第 4 項に「市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。」とされていることから、堺市国民健康保険条例第 2 条において、委員の定数を「被保険者を代表する委員」、「保険医又は保険薬剤師を代表する委員」、「公益を代表する委員」を 6 人ずつ、「被用者保険等保険者を代表する委員」を 2 人と規定しています。

委員については、各分野から多角的に国民健康保険の事業運営に関係する事項の意見を聴取し、審議等を行うため、関係団体から推薦を受けた委員を構成員としています。

「意見を述べない委員の入替」については、審議案件には様々な項目があるため、全ての委員に必ずしも意見があるというわけではありません。また、委員の選任に当たって、協議会の場において意見を述べることを条件としておらず、意見を述べないことをもって委員を入れ替えることはできません。

第 8 項（長寿社会部国民健康保険課）

「国保の大阪府統一化」については、国民健康保険の財政運営が市町村単位から府単位に拡大することになり、多様なリスクを府内全体で分散できるため、急激な保険料の上昇が起きにくい仕組みとなります。また、市町村が保険給付に必要とする費用は全額、大阪府から交付されますので、例えば高額な医療費を必要とする加入者がいたとしても、財源不足にはならず、市町村の国民健康保険財政の安定化につながります。加えて、大阪府が府内の統一的な運営方針を示すことにより、市町村が行う事務の効率化や府内市町村におけるサービスの標準化が進むことになります。

「法定外繰入れなどを活用した保険料の引下げ」については、保険料率抑制を目的とした繰入れは行うものでない旨、国が示しており、また「基金・剰余金を活用した保険料の引下げ」については、「大阪府国民健康保険運営方針」においても令和 6 年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰出しは認めない」こととされています。

本市は、大阪府に対し、「令和 6 年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行い、令和 6 年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。

今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。

番 号	陳情第 7 4 号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 9 項（カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課） 本市では市内の中小企業・小規模事業者の脱炭素経営を推進するため、ボイラやコンプレッサ等の既存の設備を省エネ設備に更新した場合に、その導入費用の一部を支援しています。補助率は設備費の 3 分の 1 とし、補助対象設備を市内事業者から購入等する場合は補助金額を 1 0 % 増としています。引き続き、中小企業等の脱炭素経営を支援し、支援内容についても地域経済の発展に資するよう努めます。			

番 号	陳情第 7 4 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 0 項（産業戦略部イノベーション投資促進室） 平成 1 9 年に本市が、シャープ株式会社液晶工場の立地計画から推計される出荷支出や消費支出等をもとに、産業連関表等を用いて生産活動による経済波及効果を算出し、堺市内全体における雇用拡大効果を約 6 千人と推計し公表しました。この数は生産活動効果を基に雇用の誘発効果を算出したものであり、実雇用者数を示したものではありません。 なお、グリーンフロント堺における雇用者数は、当初計画の約 3, 3 0 0 人に対し、生産停止前には約 3, 5 0 0 人の方が働いておられたなど、立地に伴う雇用拡大効果はあったと考えています。 第 1 1 項（産業戦略部地域産業課） 電気・ガス代や資材の高騰につきましては、中小企業全般の課題であると認識しており、本市においては、小規模事業者を含む中小企業を対象とした経営支援を行っています。 電気・ガス代や資材の高騰をはじめとする事業環境の変化に伴う様々な経営課題に対して、堺商工会議所及び堺市産業振興センターにおいて、相談窓口の設置や専門家の派遣（原価管理の仕組み改善やエネルギーコストの低減提案等）を行うことで、解決に寄与できるよう取り組んでいます。 また、本市では、小規模事業者を対象とする金融支援として大阪信用保証協会や堺市産業振興センターを保証機関とする、堺市中小企業融資制度、大阪府制度融資などのあっせん・紹介を行っており、運転資金や設備資金に対するニーズに応えられるメニューを整備しています。 今後とも中小企業を取り巻く経済情勢と経営実態に即した制度の構築に努めます。			

番 号	陳情第 7 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（学校管理部学務課） 就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。			

番 号	陳情第 7 5 号	所管局	市民人権局
件 名	集合住宅にかかる諸問題について		
第 1 項、第 2 項（市民生活部区政推進課、市民協働課）（建築都市局住宅部住宅管理課、住宅改良課） 市民協働課と各区役所自治推進課では自治会活動の促進に関する業務を所管しており、日頃、自治会との連携・協働を進める中で様々なご相談等をお伺いしておりますが、今回ご要望いただいている事案に関する情報はこれまでお聞きしたことがありません。また、市営住宅の施設管理者においても同様の事案に関する情報は寄せられていません。 今回ご要望いただいている事案については、行政が積極的に関与することは難しいと考えておりますが、地域からそのようなご相談があった場合には、集合住宅等の施設管理者や自治会に協力を求めたり、本市が実施している法律相談等の窓口や警察への相談を案内したりするなど、状況に応じた対応を検討します。			

番 号	陳情第 7 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	集合住宅にかかる諸問題について		
第 3 項（生活福祉部生活援護管理課） 生活保護制度においては、ケースワーカーが定期的に生活保護受給者の家庭を訪問し、生活の状況を確認しています。その際に、生活保護受給者がいわゆる貧困ビジネスの被害にあっていることを確認した場合は、警察への相談や転居などについて支援を行うなど、生活保護受給者の最低生活が保障されるよう対応を行っています。また、生活保護受給者が関係する犯罪については、日ごろから警察の捜査に対し可能な限り協力を行うなどしています。 陳情いただいたような事案については、現時点において把握はしていませんが、今後そのような事態が把握できた時は、これまでと同様に転居などの支援や警察との協力など、必要な対応を行います。			

番 号	陳情第 7 6 号	所管局	健康福祉局
件 名	市立老人福祉センターの入浴事業について		
第 1 項（長寿社会部長寿支援課） 「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」は、人口減少・少子高齢化に伴い社会保障関連費の更なる増加や税収の減少等が今後見込まれることから、本市の持続的な発展に向けた、「質の高い公共サービスの実現」と「弾力的な行財政基盤の構築」を達成するための行財政改革の取組の一環として検討を行い策定したものです。基本指針において市立老人福祉センターについては、事業内容を見直し、身近な地域における高齢者の介護予防や社会参加に資する事業へと転換を図ることとし、利用者の減少や多額の浴場設備の更新費用を必要とする入浴事業は、令和 6 年度までを目途に事業継続することとし、大規模改修については今後行わないものとなりました。 高齢者を取り巻く状況は基本指針策定時から現在も同様であり、基本指針のとおり、今年度末で入浴事業を終了し、今後、身近な地域における高齢者の介護予防や社会参加に資する事業を実施しますのでご理解ください。 第 2 項（長寿社会部長寿支援課） 令和 2 年 3 月策定に策定した「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」は、浴場設備の大規模改修については今後行わないとしています。 北老人福祉センターの入浴設備は、ボイラーが水漏れにより故障した後、再開に向けて検討を行いましたが、修繕部品の調達に時間を要すること、また、修繕したとしても既に耐用年数を超えており再度ほかの箇所が故障するおそれもあることから、基本指針の方向性を踏まえ不具合箇所の修理は行わず今年度末に事業を終了することとなりましたので、ご理解ください。 第 3 項（長寿社会部長寿支援課） 既存の公共交通機関等がある中、北区全域からの送迎バスについては費用対効果の観点から、運行は予定していません。			

番 号	陳情第 7 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	市立老人福祉センターの入浴事業について		
第 1 項（長寿社会部長寿支援課） 「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」は、人口減少・少子高齢化に伴い社会保障関連費の更なる増加や税収の減少等が今後見込まれることから、本市の持続的な発展に向けた、「質の高い公共サービスの実現」と「弾力的な行財政基盤の構築」を達成するための行財政改革の取組の一環として検討を行い策定したものです。基本指針において市立老人福祉センターについては、事業内容を見直し、身近な地域における高齢者の介護予防や社会参加に資する事業へと転換を図ることとし、利用者の減少や多額の浴場設備の更新費用を必要とする入浴事業は、令和 6 年度までを目途に事業継続することとし、大規模改修については今後行わないものとなりました。 高齢者を取り巻く状況は基本指針策定時から現在も同様であり、基本指針のとおり、今年度末で入浴事業を終了し、今後、身近な地域における高齢者の介護予防や社会参加に資する事業を実施しますのでご理解ください。 第 2 項（長寿社会部長寿支援課） 既存の公共交通機関等がある中、南区全域からの送迎バスについては費用対効果の観点から、運行は予定していません。			

番 号	陳情第 7 8 号	所管局	健康福祉局
件 名	南区役所生活援護課について		
(生活福祉部生活援護管理課) (南区役所南保健福祉総合センター生活援護課) 本市では、生活保護の申請があったときは、申請された方の生活状況等につき、面談や家庭訪問で丁寧にお聞きするなど、生活保護法に基づく必要な調査を実施した上で、保護を決定しています。 今回の陳情のケースについても、同様に必要な調査・手続を行い、その結果に基づいて保護を決定しています。 なお、南区南保健福祉総合センター所長をはじめ、当時の担当ケースワーカー及び係長は適切に対応しており、ご記載のような誹謗中傷、人権侵害等の事実は確認していません。 今後も、保護の決定実施に当たっては、人権に十分配慮しつつ、相談内容を丁寧にお聞きした上で、最後のセーフティネットとしての機能を確実に果たすよう、法に基づく適正な運営に努めます。			

番 号	陳情第 7 9 号	所管局	健康福祉局
件 名	こころの健康センターについて		
(健康部こころの健康センター) こころの健康センターでは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行っています。 ひきこもり相談においては、ひきこもり対策推進事業実施要領に基づき、利用者のプライバシー保持に十分配慮するとの事項を踏まえ実施しており、第三者委員会の設置等は考えていません。 相談状況などを集約、分析した堺市こころの健康センター研究紀要においても、相談者の情報等は匿名に加工したもののみを使用しており、引き続き個人情報の取り扱いに十分配慮の上、事業を実施します。			

番 号	陳情第 8 0 号	所管局	健康福祉局
件 名	日常生活用具給付等事業について		
(障害福祉部障害支援課) 日常生活用具に関しては、様々な要望をいただいております、各区地域福祉課や障害者更生相談所と見直しについての検討会を定期的の実施しています。今後も引き続き、限りある財源の中で優先順位を定め、支給要件・支給対象給付品目・基準額等を決定したいと考えています。			

番 号	陳情第 8 1 号	所管局	子ども青少年局
件 名	子どもの権利条例について		
第1項（子ども青少年育成部子ども企画課） 本市では、子どもの権利は当然保障されるべきものであるとの認識のもと、「堺市子ども・子育て総合プラン」の基本理念の一つに「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」を掲げており、子どもを権利の主体とし、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を実現することを根幹に全ての施策を推進しています。 子どもの権利保障を実効性のあるものとするためにも、今年度中に策定予定の「堺市こども計画」において、「こどもの意見聴取と施策の反映に向けた取組の推進」を掲げており、本計画のもと、庁内における意識醸成のみならず、地域社会全体への周知・啓発等に、庁内外関係機関と連携してより一層取り組んでまいります。 現時点で、子どもの権利条例の制定を予定しているものではありませんが、本市の子どもの権利保障の取組について、子ども・子育て会議等を通じて検証・評価を行いつつ、他市事例も踏まえて、必要性などを研究してまいります。			
第2項（子ども青少年育成部子ども企画課） 本市では、いじめや虐待、体罰などから子どもを守り、全ての子どもの人権が尊重され擁護されるまちを実現するため、各所管課において、電話やメール、SNS等を活用した相談窓口を設置し、相談内容によっては、子ども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、関係機関等と相互に連携・協力を図っています。 引き続き、相談体制の充実を図りつつ、公的な第三者機関である子どもの権利擁護機関の設置については、他市事例を踏まえ、検討してまいります。			

番 号	陳情第 8 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について （障害福祉部障害支援課、障害者更生相談所）（南区役所南保健福祉総合センター地域福祉課） 介護保険サービスで貸与される福祉用具には、障害者総合支援法の補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ等）が含まれており、共通する品目を希望する場合は、介護保険サービスによる福祉用具の貸与が優先されます。 しかし、介護サービスで貸与される福祉用具は、標準的な既製品の中から選択することになるため、障害者の身体状況に即し個別に対応することが必要と障害者更生相談所が判断する場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費として支給します。 また、当該障害者が必要とする福祉用具を取り扱う介護保険事業者が近くにない等、介護保険サービスの利用が困難な場合でも、個別対応の必要性が認められる時は補装具費として支給します。		

番 号	陳情第 8 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルスワクチンについて		
第 1 項（保健所感染症対策課） ワクチン接種を受けられた約 6 5 万人の市民の健康被害実態調査については、実施が困難なため予定していません。 本市では、コロナワクチン接種後の副反応が長く続き、不安や心配がある方が、必要な相談や支援につながる事が非常に重要であると考えています。そのため、本市では、堺市新型コロナワクチン副反応相談窓口を設置し、看護師が副反応で不安をお持ちの方に対して精神的なケアを含めた相談対応を行っています。 なお、医療機関から副反応疑い報告書の提出があった 1 7 0 件については、健康状況を把握するための実態調査を実施し、必要な方に必要な支援が行えるよう取組を進めています。 第 2 項（保健所感染症対策課） 新型コロナワクチンを接種する協力医療機関において、ワクチン接種後に「新型コロナワクチンを受けた後の注意点」のチラシを配布いただき、本市の副反応相談窓口に円滑につながるよう医療機関をはじめとした関係機関と連携し、丁寧に対応しています。また、広報さかいや市ホームページにおいてもワクチンの有効性と副反応等について掲載し周知を行っています。 第 3 項（1）（保健所感染症対策課） 予防接種健康被害救済制度の申請時に、医療機関から診療録等の書類を数多く入手いただく際の費用負担が申請の負担となっていることは認識しています。 文書費用の支援については、本市では予防接種の副反応による健康被害救済に関して、本来国が全国一律の制度によって救済することが望ましいと考えており、現在、大阪府や政令指定都市との意見交換や先進事例の情報収集を行いながら、国への働きかけについて検討しています。 第 3 項（2）（保健所感染症対策課） 堺市新型コロナワクチン副反応相談窓口では予防接種健康被害救済制度の案内、申請の相談支援に加えて、申請に必要な診療録等の収集が困難な方については、本市から医療機関に協力を依頼し、申請書類を収集する等の申請手続の支援を行っています。 第 4 項（保健所感染症対策課） 本市医療機関に対しては、ワクチン接種後の副反応症状や健康被害救済制度についての周知を行い、市民から健康被害救済制度の申請に必要な診療録、受診証明書等の交付を求められた場合は対応いただき、また接種後の副反応症状で悩まれる方に対し、自院での対応が困難な場合は専門的な医療機関につないでいただけるよう、堺市医師会を通じて協力依頼を行うなどにより、かかりつけ医を持たない方でも円滑に専門医療機関につながるよう取り組んでいます。			

番 号	陳情第 8 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルスワクチンについて		
第 5 項（保健所感染症対策課） 副反応による健康被害の治療費の支援については、国が予防接種の副反応による健康被害に対して予防接種との因果関係があると認めた場合、医療手当等を給付する予防接種健康被害救済制度があることから、本市独自の治療費の支援は予定していません。 本市としては、引き続き医師会や医療機関等と連携して予防接種健康被害救済制度の周知に努め、また円滑な申請につながるよう同制度の案内や申請手続に対する丁寧な相談支援に取り組めます。 第 6 項（保健所感染症対策課） 本市としては、これまでも新型コロナワクチン接種は強制ではなく、接種を受ける方には、ワクチン接種の効果と副反応のリスクを十分ご理解いただいた上で、自らの判断で接種を受けていただくよう周知を行ってきました。 なお、本年 1 0 月から開始している新型コロナワクチンの定期予防接種においても、接種を希望される方が正確な情報を知り、安心して接種を受けていただけるよう広報さかいや市ホームページで情報提供しています。今後も国などが公表する最新の知見を入手し、これらの情報を提供します。			

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（１）（長寿社会部国民健康保険課） 平成 3 0 年度の法改正により行われた国民健康保険の都道府県単位化については、国民健康保険の財政運営が市町村単位から府単位に拡大することになり、市町村における多様なリスクを府内全体で分散できるため、急激な保険料の上昇が起きにくい仕組みとなります。 また、市町村が保険給付に必要な費用は、全額、府から交付されますので、例えば高額な医療費を必要とする加入者がいたとしても、財源不足にはならず、市町村の国民健康保険財政の安定化につながります。加えて、大阪府が府内の統一的な運営方針を示すことにより、市町村が行う事務の効率化やサービスの標準化が進むことになります。 このことから、大阪府が都道府県単位化に際して、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から定めた大阪府国民健康保険運営方針を受け、本市として保険料率の統一に関する条例を定めており、今後も引き続き、同運営方針を踏まえた事務の実施に努めます。			
第 1 項（２）（長寿社会部国民健康保険課） 国民健康保険法施行令において、被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定すると定められているため、均等割を廃止することはできません。 なお、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料の 5 割軽減措置制度が令和 4 年度から導入されています。本市は、国が示す対象年齢、減額割合により軽減措置を実施していますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、対象となる年齢及び軽減割合の拡大を国に要望しています。			
第 1 項（３）（長寿社会部国民健康保険課） 「大阪府国民健康保険運営方針」では、平成 3 0 年度から令和 5 年度まで最大 6 年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していましたが、令和 6 年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰出しは認めない」こととされています。 本市としては保険料率の抑制に向け、大阪府に対しては、「令和 6 年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行ってきた結果、令和 6 年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。 加えて、国に対しては、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を要望しており、改革が行われるまでの間、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。 今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。			

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（4）（長寿社会部国民健康保険課） 国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情がなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。 資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて慎重に対応しています。 特別事情時の短期保険証発行については、国民健康保険法及び国通知により、医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合は、緊急的な対応として市町村の判断により、短期被保険者証を交付することができると示されていることから、本市においても、法令や通知に基づき、個別の事情を十分に聴き取りしたうえで、短期被保険者証の交付を判断しています。 なお、令和 6 年 1 2 月 2 日から、マイナ保険証を基本とする制度へ移行することに伴い、資格証明書は資格確認書（特別療養）に名称が変更となり、短期被保険者証は廃止されます。			
第 1 項（5）（長寿社会部国民健康保険課、医療年金課） 令和 6 年 1 2 月 2 日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しますが、1 2 月 1 日時点において有効な国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証をお持ちの方は、証の有効期限まで使用できます。（有効期限までに脱退等された場合を除く。） また有効期限後は、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、従来の被保険者証に代わるものとして、資格確認書を交付します。			
第 1 項（6）（長寿社会部国民健康保険課） 国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情がなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。 滞納処分の執行にあたっては、滞納者との面談の機会を確保するなど、実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。 督促状送付者の掲示については、督促状に限らず、保険料の賦課、徴収及び還付に関する書類は、法で郵便若しくは信書便による送達又は交付送達（以下「郵便送達等」という。）により送達することと規定されていますが、送達を受けるべき者の住所等が明らかでない場合、その送達にあてて公示送達できると規定されています。このことから、上記書類のうち、郵便送達等が困難で、時効に関連するものについては、法に基づき、掲示場への掲示により公示送達を行っています。			

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（ 7 ）（長寿社会部国民健康保険課） 一部負担金の減免制度については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成 3 0 年度から府内統一基準に合わせて実施しています。 本市では、平成 2 9 年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。 同制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載しており、「国保のしおり」は区役所受付カウンター等に配架しています。また、区役所窓口においても制度の案内を行い、周知に努めています。 今後も窓口対応においては、市民の立場に立って、親切で丁寧な説明を行うよう努めます。			
第 1 項（ 8 ）（長寿社会部国民健康保険課、医療年金課）（ I C T イノベーション推進室） マイナンバー制度では、個人情報の監視はできないようになっていきます。それを実現するため、個人情報を集約して「一元管理」するのではなく、従来どおり各機関等が保有し、必要な情報を必要な時にやりとりする「分散管理」をした上で、手続きを受け付ける行政職員だけが必要な情報に限定してアクセスできる仕組みとしています。さらに、第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督することで不正なアクセスが行われないようにしています。 また、マイナンバーカードは、個人の申請により交付するものであり、マイナンバーカードの取得を強制することはありません。 加えて、マイナ保険証の利用登録についても強制ではありません。また、これまで解除できなかった利用登録が解除できるようになり、本市においても令和 6 年 1 1 月から、国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、利用登録の解除を希望する被保険者からの申出を受け付けています。			
第 1 項（ 9 ）（長寿社会部国民健康保険課） 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免については、国の通知に基づき、令和 4 年度保険料をもって終了しました。 「大阪府国民健康保険運営方針」において定められた、府内統一基準に基づく保険料減免については、煩雑な手続とならないよう、簡素化に努めます。			

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（1 0）（生活福祉部生活援護管理課） 本市では、保険調剤薬局（院外薬局）も無料低額診療事業の対象にするよう、大都市民生主管局長会議での提案事項とし、国に対して要望しています。なお、現時点においては本市独自での取組は考えていません。 制度の周知等については、各区保険年金課でのご案内チラシの配架や、本市ホームページを活用した周知を行っています。また、各区生活援護課においてもご案内チラシの配架に加え、生活相談時などにおいても、医療費の支払いにお困りの方へチラシをお渡しするなどにより行うこととしました。今後も制度の周知を継続したいと考えています。 第 2 項（1）（長寿社会部介護保険課） 介護保険料は、高齢化の進展による給付費の増加に伴い大幅な改定を余儀なくされており、団塊の世代がすべて 7 5 歳以上の後期高齢者となる 2 0 2 5 年を含む第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6 ～ 8 年度）においては、介護報酬の増額改定や介護サービス利用者の増加に伴い介護給付費の増大が見込まれることから、増額改定となりました。 本市では、介護保険料の負担軽減のため、第 9 期介護保険事業計画期間において、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の見直しなど、負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分を設定したほか、介護給付費準備基金の投入等により、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図りました。 また、介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第 1 号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう国に対して引き続き要望します。 軽度者への生活援助サービス等に係る給付のあり方については、現在、国において、現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討することとされており、本市も国の動向を注視します。			

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 2 項（2）（長寿社会部介護保険課）

介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。

介護保険の保険料については、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて軽減する減免措置を実施しています。

利用料については、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けており、上限額については、世帯全員が市民税非課税などの所得の低い方への配慮として、低く設定されています。

また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しています。

第 2 項（3）（長寿社会部長寿支援課）

介護予防・日常生活支援総合事業については、従来からの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同等のサービスに加えて、市独自の基準によるサービスを実施しており、利用できるサービスの選択肢を増やしているものです。今後もサービスの質を確保し、必要な方に必要なサービスを提供できるよう取り組みます。

第 2 項（4）（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課）

公費による聴力検査・検診の実施の予定はありませんが、高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は本人も気付かないうちに進行することがあることから、医療受診や適切なケアにつながるよう、本市では加齢性難聴に対する啓発に取り組んでいます。

また、加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。本市としては、他の政令指定都市と共同で、国に対し、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、引き続き要望します。

なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。

第 2 項（5）（長寿社会部介護保険課）

各区役所間での認定調査の協力等、認定事務を効率的に行い、できるだけ早期に認定決定ができるよう、引き続き取り組みます。

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 項（6）（長寿社会部長寿支援課） 堺市高齢者紙おむつ給付事業については、本市が給付していた給付上限額の 9，000 円が、全国の政令指定都市平均の約 6，500 円と比べて高い水準であったことから、令和 3 年 4 月に見直しを行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、本事業は介護保険制度とは別の制度であり、市から給付された給付券と引き換えにひと月分の紙おむつを現物で受け取る仕組みとなっています。このことから、介護認定申請時にさかのぼっての給付は行っていない。 第 2 項（7）（長寿社会部介護保険課） 介護保険審査会については介護保険法第 184 条の規定に基づき大阪府に設置されています。 したがって、審査請求の受付や意見陳述については、大阪府介護保険審査会の運営となります。 第 3 項（長寿社会部医療年金課） 子ども医療費助成制度における一部自己負担については、平成 16 年 11 月から 1 医療機関当たり月 2 日を限度に各日 500 円までの負担をいただいております、平成 18 年 7 月からは、子育てに係る負担軽減を図るため 1 か月当たりの負担限度額を 2，500 円とする助成制度の拡充を行いました。これらは大阪府内で統一して導入された福祉医療費助成制度です。 さらに本市独自の取組として所得制限の撤廃と対象年齢 18 歳までの拡充を実施しています。 さらなる助成の拡充は予定していませんが、引き続き子ども医療費助成制度を含めた子育て施策に対する国や府の動向を注視します。			

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第4項（1）（障害福祉部障害福祉サービス課）

利用者が65歳（40歳以上65歳未満の医療保険加入者で、要介護状態の原因である身体上または精神上的の障害が特定疾病によるものを含む。）に達した際の障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、介護保険サービスが原則優先されることとなります。しかし、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いが国から示されています。また、介護保険の被保険者である利用者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、個々のケースに応じて、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することも示されています。

これらの趣旨を踏まえ、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、介護保険所管課等と十分な調整を図った上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定が適切になされるよう、会議等を通じて各区役所担当者にも周知しています。

第4項（2）（障害福祉部障害支援課）

本市では、障害のある方の暮らしの場として、高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活の場となるグループホームの基盤の拡充と機能強化を進めています。

基盤の拡充としては、新たなグループホームを整備する際に国庫補助金に上乗せをして整備費の加算を行い、事業者負担の軽減を図っています。また、機能強化としては、重度障害者の方や強度行動障害がある方、医療的ケアが必要な方に対して、手厚い支援体制ができるよう生活支援員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。

そのほか、重度の障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、ショートステイにおいても、強度行動障害や重度心身障害がある方、医療的ケアを必要とする方を受け入れた場合に加算を実施するなど機能強化を図っています。

今後も、障害のある方が地域で安心して暮らし続けていくことのできる体制の確保に努めます。

第4項（3）（障害福祉部障害支援課・障害福祉サービス課）

令和6年度報酬改定において、感染症等が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制が構築できるよう、障害者支援施設等において、感染症発生時に備えた平時からの対応や、新興感染症等の発生時に、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価する加算が新設されました。

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 4 項（４）（障害福祉部障害支援課） 国の障害福祉計画の基本理念により、入所施設については、現状を維持したいと考えており、地域で安心して暮らせるための支援を継続したいと考えています。本市では、障害者の重度化や高齢化が進む中、重度の障害がある方も住み慣れた地域で生活を送れるよう、生活の場となるグループホームの整備を促進しています。 第 4 項（５）（障害福祉部障害施策推進課） 本市では、本市の各部局に対し、本市の優先調達方針の趣旨を説明し、理解の上障害者就労支援施設等からの物品調達の推進に協力してもらえよう依頼を行ったり、事業所で製作した製品の販売促進として、定期的に市役所庁舎等でバザーを開催したりするなど事業所への発注機会の拡大に向けて取り組んでいます。なお、現在は、授産製品を製作する障害者施設のネットワークが運営するアンテナショップパッセにおいて、インターネットや電子カタログを活用した販売も行っています。 また、堺市立健康福祉プラザ授産活動支援センターでは、本市や民間企業等との受注・発注のマッチング・コーディネートやホームページ等を活用した情報発信、授産活動に取り組む事業所の交流支援等を行い、工賃の向上に取り組んでいます。 令和 6 年 5 月には、授産活動の普及啓発のため、広報さかいに堺市授産製品コンクールにおける堺市長賞受賞製品の紹介記事を掲載しました。今後も、優先調達や福祉事業所の商品の販売への支援を継続します。 第 5 項（１）（健康部健康推進課） がん検診の自己負担金無償化は、令和 6 年度も継続して実施しています。今後も効果検証を行い、無償化の継続も含めて、受診しやすい環境整備、受診率向上のための効果的な施策を検討します。 また、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、胃がん・子宮がん・乳がん検診については 2 年に 1 回とされており、本市も指針に基づいて検診を実施しています。2 年に 1 回の検診に関して、偶数年齢を対象としています。前年の偶数年齢で受診ができなかった奇数年齢の方に関しても所定の手続きをとっていただければ、受診できます。			

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 5 項（2）（健康部健康推進課）

特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して設定しており、生活習慣病の予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。

また、心電図検査については、特定健康診査の結果、検査の実施基準に該当した方のうち、医師が必要と判断した場合に実施しています。

受診券の発行については、医療機関において受診資格の確認が必要なため対象者に送付を行っています。また、受診券の送付時に特定健康診査の受診方法や受診できる医療機関情報を掲載したパンフレットを同封するなど、わかりやすく案内することで特定健康診査の受診につながるよう取り組んでいます。

第 5 項（3）（健康部健康推進課）

各種健（検）診については、医師会や歯科医師会の協力を得て実施しており、市内の 3 0 0 件以上の協力医療機関で受診でき、移動健（検）診に比べ、受診者の都合のよい日時に受診いただけます。

今後も、受診者数の状況をみながら、健（検）診を受けやすい環境の形成に取り組めます。

第 5 項（4）（保健所感染症対策課）

带状疱疹ワクチンについては、带状疱疹の疾病負荷、带状疱疹ワクチンの効果について国において議論が行われており、その定期接種化に向けた審議が現在も継続されています。本市では、同ワクチンの任意接種に対する助成について現時点で実施予定はありませんが、今後も国の動向を注視します。

また、新型コロナワクチン予防接種については、今年度から予防接種法に基づく定期予防接種に位置づけられており、本市では受益者負担の観点からワクチン代相当額の 3, 2 0 0 円を自己負担金として実施しています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯等の方については、経済的負担が接種控えにつながらないように自己負担金を免除しています。

本市としては、受益者負担の観点から同予防接種を無料とする予定はなく、現行の予防接種制度を持続可能なものとしたいと考えています。

第 6 項（1）（生活福祉部生活援護管理課）

生活保護の相談を受けた窓口が、懇切丁寧に生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付することで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 6 項（ 2 ）（生活福祉部生活援護管理課）

生活保護法において扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させることとなっています。基本的には、法に基づき運用しますが、その取扱いについては、慎重を期すべきことは当然であり、今後も本当に保護が必要な人が保護を受ける妨げにならないよう慎重に対応します。

第 6 項（ 3 ）（生活福祉部生活援護管理課）

現下の状況や、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に位置づけられたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等の取扱いについて見直す考えが国からの事務連絡で示されており、本市においても、当該事務連絡のとおり、取扱いの見直しを行いました。

引き続き、見直し後の事務連絡の趣旨を踏まえ、運用したいと考えています。

第 6 項（ 4 ）（生活福祉部生活援護管理課）

ケースワーカーの人員配置については、適正な生活保護の実施のため、社会福祉法に基づく「標準数」のケースワーカーを確保することが非常に重要であるという認識に立ち、正規職員によるケースワーカーの増員に努めています。また、ケースワーカー業務の重要性を十分認識し、専門性確保の観点から福祉職採用を継続的に実施します。加えて、ケースワーカーの質の向上を図るため、各種研修を充実させるなど、法令を遵守した丁寧な窓口対応に努めます。

第 6 項（ 5 ）（生活福祉部生活援護管理課）

経済面などお困りごとにワンストップで対応し、適切な支援へと繋ぐ相談窓口「生活相談コンシェルジュ」を各区役所の生活援護課に設置しています。

どこに相談したらよいのか分からないなどの場合は、お住まいの区の「生活相談コンシェルジュ」へご相談いただけますので、ご利用ください。

第 6 項（ 6 ）（生活福祉部生活援護管理課）

生活保護の基準は国において定めることとなっており、今後も制度に基づいた運用を行いたいと考えていますが、生活保護の本来の使命である最低生活の保障の観点から、本市としてはこれまでも保護の基準額を昨今の高騰する物価水準に対応したものとすることや、夏季加算・夏季一時金の新設、冷暖房器具購入費（家具什器費）及びエアコンの修理費用（住宅維持費）の支給などについて、改正意見等で国に対し検討するよう要望しており、今後も継続したいと考えています。

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（ 7 ）（生活福祉部生活援護管理課） 家賃の上限額については、国において各自治体へ通知されており、本市に対しては単身世帯において月額 3 8 , 0 0 0 円と定められています。住宅扶助についても、保護の基準額を昨今の高騰する物価水準に対応したものとするについて、国に対する要望を継続したいと考えています。			

番 号	陳情第84号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第7項（1）（子育て支援部幼保政策課） 保育士の配置基準については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しており、安全確保も含め保育環境を整える取組みを可能としています。 今後も、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組みます。 第7項（2）（子ども青少年育成部子ども企画課、子どもの未来応援室）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課） 本市では、堺市基本計画2025の重点戦略の施策として「厳しい環境にある子どもと家庭への支援の充実」を掲げ、庁内の各事業所管課において関連する子どもの貧困対策を推進しています。 令和6年4月に子どもの未来応援室を設置し、健康福祉局、産業振興局、教育委員会事務局にまたがる組織横断的な取組を推進しており、困窮家庭の長期欠席の中学生へ家庭教師を派遣する「不登校の子どもの学びとつながりサポート事業」、生活保護世帯や生活困窮世帯の中高生等を対象にした「学習と居場所づくり支援事業」、地域の多様な子ども食堂の取組をサポートする「さかい子ども食堂ネットワーク構築事業」などを実施しています。 また、学校保健安全法施行規則により、学校は保護者等に必要な医療を受けるよう指示することと定められていることから、教育委員会として学校検診での受診勧奨後の受診状況は、把握しておりませんが、各学校園に対し適切な受診勧奨に努めるよう通知し、保護者の方々には、本市の医療費助成制度について周知しています。 今後も、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代間で連鎖することのない社会の構築に向け、行政、教育、多様な支援機関、地域が連携した取組を進めます。 第7項（3）（子育て支援部幼保政策課） 待機児童数は国が定めた定義により全国で共通の運用を行っています。なお、本市では、申込の結果、利用に至らなかった「未利用者」の方の人数を内訳も含めて公表しています。引き続き、わかりやすい情報発信に努めます。			

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第7項（4）（子育て支援部幼保政策課）

保育士の処遇改善については、国の公定価格で、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や、技能・経験に応じた追加的な加算があり、本市も応分の負担とともに、国の公定価格を上回る職員配置が可能となるよう、市独自の運営補助を行っています。

さらに、保育補助者の雇上げに対する補助や、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境を整える取組を進めています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。

待機児童の解消については、認定こども園や小規模保育事業所の新設などにより、保育を必要とする児童に対する受入れ枠の整備などを進め、令和3年から4年連続で待機児童数ゼロを達成しました。

今後も引き続き、保育需要の動向を見極めながら、必要な受入れ枠の確保に努めます。

第7項（5）（子ども青少年育成部子ども家庭課）

本市では、児童手当法第21条に基づき、滞納となっているこども園や保育所等の主食費・副食費等について、令和3年度より申出徴収制度を導入しています。ただし、本制度は、児童手当受給者が児童手当からの徴収を希望し申出書を提出した場合に限って実施するもので、滞納者全員から強制的に徴収するものではありません。

第7項（6）（子ども青少年育成部子ども企画課）

本市では、平成29年度から「さかい子ども食堂ネットワーク」を形成し、子ども食堂の開設に要する経費への補助金（開設支援補助金）の交付をはじめ、運営団体間や企業・有識者等と交流ができる円卓会議を年3回開催するなど、様々な取組を実施しています。

資金面の支援については、上記の開設支援補助金の交付に加え、子ども食堂応援プロジェクトとして、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを実施しており、令和5年度は約1,200万円もの寄附をいただきました。この寄附金を活用して、希望する団体にプリペイドカードを配付しています。併せて、食材の支援として常設型の「子ども食堂を応援するフードドライブ」の実施や、食材寄附に協力していただける企業・団体の開拓、また、安全・安心な活動のための支援として、各団体に施設所有（管理）者賠償責任保険及び施設入場者傷害保険への加入に対する支援なども行っています。

また、令和5年度からは開設3年を経過した子ども食堂を対象に物品等の追加・更新費の助成や子どもの居場所づくりの一環として実施している体験活動を支援するためのアーティスト派遣費用の支援なども行っています。

今後も、子ども食堂ネットワークの枠組みを基盤として、各子ども食堂が主体性をもって継続して活動できるよう様々なサポートを実施していきます。

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（環境事業部環境事業管理課） 本市では、高齢者や障害者の方で自ら所定の場所へごみ出しすることが困難で、かつ身近な人の協力が得られない方へごみ出しのサポート「ふれあいサポート収集」を実施しております。令和 5 年 1 月 2 3 日からは、「ふれあいサポート収集」の実施状況を踏まえ、新たに 7 0 歳以上の高齢者のごみ出し支援を強化するため、対象者を拡大しました。 中高層住宅の戸別収集についても、ごみ出しの困難な方については「ふれあいサポート収集」に基づき対応しております。 見守り等の対応については、2 回連続してごみ出しがない場合、利用者やホームヘルパー等へ連絡し、状況確認を行います。 対象者の要件については、引き続き粗大ごみ及び生活ごみ、資源等の「ふれあいサポート収集」の実施状況を踏まえ、課題や市民ニーズ等を把握し、市民の皆様が利用しやすい制度になるよう検討します。			

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 9 項（学校管理部学務課）

就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。

第 1 0 項（学校管理部学校給食課）

中学校給食については、「堺市中学校給食改革実施計画（令和 3 年 1 0 月策定）」に基づき、令和 7 年 6 月からの全員喫食制の中学校給食の開始に向けて、現在、給食センターや中学校配膳室等の整備、衛生管理・給食指導・アレルギー対応等のマニュアル作成など実施準備に取り組んでいます。

第 1 1 項（学校管理部学校給食課）

学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。なお、令和 5 年度 2・3 学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しました。また、令和 6 年度は、物価高騰支援として、令和 6 年度の 1 学期は 1 食当たり 2 5 円を、2 学期以降について 1 食当たり 3 0 円を支援しています。さらに、精米の売渡価格上昇に伴い、栄養バランス等を維持した給食の提供を行うため、食材費高騰分の追加支援を実施する補正予算を、令和 6 年第 4 回市議会に上程しています。

学校給食費無償化には多額の費用が一時的ではなく継続して必要となりますので、実施に当たっては持続可能な財政運営を堅持できることが必要となります。学校給食費の無償化に向けて、国に対しては、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。

第 1 2 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後児童対策等事業は、市の事業として安全・安心に利用していただけるよう、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 4 5 号）」に基づいた業務仕様書により委託しています。

なお、本事業は、すべての小学校区で実施しています。

番 号	陳情第 8 4 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 3 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業の運営事業者の選定については、本事業をさらに充実するため、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、事業者からの提案を総合的に審査し、よりすぐれた運営事業者の決定を行っています。 また、業務従事者の処遇改善に資するため、国の「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9, 0 0 0 円相当賃金改善）」を活用しています。 なお、待機児童が生じないように、活動場所については専用教室のほか、国の基準を遵守しつつ、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。その利用方法については引き続き学校及び運営事業者と協議を行い、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。			

番 号	陳情第 8 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（保健所動物指導センター）（危機管理室防災課） ご指摘のとおり、本市では野良猫（飼い主のいない猫）対策として地域猫活動を推奨しており、同活動では捕獲やエサやりの場所が公共施設や市有地、民間施設である場合は土地及び施設所有者または管理者の指示に従ってもらうようお願いしています。なお、野良猫（飼い主のいない猫）の収容施設（シェルター）の設置予定はありませんので、ご理解をお願いします。 動物指導センターの建替えは、現動物指導センターの敷地及びその周辺を予定しています。建替えにより、大規模災害時における被災動物の収容や必要物資の備蓄について充実を図りますが、詳細については未定です。 本市の指定避難所では、被災者がペットとの同行避難を可能としています。また、被災者が避難所でペットを飼育する同伴避難については飼育場所を原則、屋外に設け、各指定避難所で設定されるペット飼育のルールを踏まえ、飼い主の責任で飼育するようにお願いしています。 現在、本市では、能登半島地震やこれまでに発生した災害で判明したペット同行・同伴避難に関する様々な課題への対応を検討しており、引き続き避難所環境の改善に取り組みます。 第 2 項（保健所動物指導センター）（環境局環境事業部環境業務課） 飼い主不明の小動物や野生動物については、動物専用炉を所有する本市の委託事業者への受入れ上限などを鑑み、現状の方法としています。また、動物専用の斎場の設置は予定していませんので、ご理解をお願いします。 動物指導センター内の慰霊碑については、職員が清掃等管理を行っており、市民の方々がいつでも献花していただけます。			

番 号	陳情第 8 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 項（保健所動物指導センター）（環境局環境保全部環境共生課）（産業振興局農政部農水産課） 本市が推奨する地域猫活動とは、地域の理解と協力を得て、その地域にあった方法で、地域のルール（エサやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など）に基づいて飼育管理を行う活動です。地域の猫による諸問題を地域で解決するという観点から、地域の合意を得て実施していただくことを条件としています。また、地域猫活動の継続性の観点から、3 名以上のグループを対象としていますので、ご理解をお願いします。 野生生物との共生を図るためには、人間の生活圏との住み分けが原則であり、ごみ管理の徹底等により、野生生物が人間の生活圏に近づきにくい環境を作ることが重要となります。 ただし、アライグマについては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）により「特定外来生物」に指定されていることから野外へ放つことが禁じられているほか、大阪府下において防除実施計画を策定し、防除（捕獲駆除等）を行っています。 アライグマによる農作物への被害に対しては、防除実施計画に準じて、農地所有者又は農地利用者に捕獲檻を貸し出すことにより、アライグマを捕獲し、措置しています。 また、農業に甚大な被害を及ぼす有害鳥獣による被害を防止するため、上記捕獲檻で捕獲した者に奨励金を交付しています。 第 4 項、第 5 項（長寿社会部介護事業者課） 本市では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、在宅での生活が困難になった場合に必要なケアと住環境を提供する特別養護老人ホーム等の整備を進めています。 特別養護老人ホームは、常に介護が必要で自宅では介護が困難な要介護 3～5 の高齢者を入所の対象とする施設ですが、設備や運営に関する基準にペット飼育に関する規定はありません。ペットには癒し等の効果があるとされているものの、清潔の維持、介護職員の負担の増加、ペットを起因とする動物アレルギーの発症や犬、猫及び爬虫類等のペットを苦手とする方への対応などが必要となるものと考えています。 本市では、常に介護が必要な方を対象とする特別養護老人ホームへの入所は、円滑に行われることが重要であるものと考えています。このことから、本市として常時ペットを受け入れる特別養護老人ホームの整備は難しいと考えています。 また、特別養護老人ホームを含む介護保険施設は、サービス提供にあたり、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する必要があります。加えて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う必要があります。当該訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める必要があります。			

番 号	陳情第 8 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（長寿社会部長寿支援課、介護事業者課） ボランティア団体との連携による介護職員の負担軽減のご意見に関しては、現状、介護保険施設等における職員の職種及び人数等は、法令等に定められ、所要の職員を配置することとされています。 介護職員等の処遇改善については、国制度において実施されています。本市では、ホームページで情報提供を行い、応分の費用負担をしています。また、介護職員がやりがいを感じながら長く働くことができるよう、市内の介護事業所における労働環境の改善や業務効率の向上につながる取組を支援し、介護人材の定着や、介護に対するイメージの向上、魅力発信につながるよう取り組みます。 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設の整備に当たり、大阪府地域医療介護総合確保基金事業に基づく補助制度を整備しています。			

番 号	陳情第 8 5 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 7 項（住宅部住宅施策推進課、住宅管理課、大仙西地区整備室、住宅改良課） ライフスタイルが多様化する中で共同住宅におけるペット飼育の考え方も議論されていることは承知していますが、本市としては、公営住宅は住宅セーフティネットの中核として、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸等することにより居住の安定を確保することを目的として設置しています。			

番 号	陳情第 8 6 号	所管局	産業振興局
件 名	公共交通等について		
第 1 項（産業戦略部雇用推進課） 公共交通に係る労働者を含む労働者の処遇については、雇用契約に基づき労働条件が定められ、その内容が労働基準法に違反をしている場合には労働基準監督署において是正の監督指導等が行われることになります。 堺市では、労働関係の法制度等の改正があった場合には、大阪労働局等と連携し周知を図っています。また、市役所内には労働相談窓口を設置し、職場でのトラブルなど個別の事案に関する相談をお聞きする窓口を設けています。 引き続き公共交通に従事する労働者をはじめとする労働者の方が、適正な労働環境のもと働けるよう取り組みます。			

番 号	陳情第 8 6 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通等について		

第 2 項（交通部交通政策担当）

交通政策基本法に基づき政府が策定する交通政策基本計画では、基本的方針として「誰もがより快適で容易に移動できる、生活に必要な不可欠な交通の維持・確保」を掲げ、国、地方公共団体、交通事業者、地域住民等の関係者が連携・協働して、地域の実情に応じた創意工夫や努力を重ねることにより、あらゆる人の日常生活に必要な外出・移動を支える輸送サービスを維持・確保することとしています。また、交通政策基本法の基本理念にのっとり、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が制定されています。

本市としても、人口減少や新しい生活様式の定着などにより公共交通を取り巻く環境は厳しい状況が続く中、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「堺市地域公共交通計画」を令和 6 年 5 月に策定しました。引き続き、計画に基づいて地域の社会生活・経済活動に不可欠な公共交通の維持・確保に向けた取組を進めます。

第 3 項（交通部交通政策担当、公共交通担当）

本市では、令和 6 年 5 月に策定した「堺市地域公共交通計画」において、多様な関係者の連携・協働の下、持続可能な公共交通ネットワークの形成と利用しやすい移動サービスの充実に取り組み、過度な自動車利用から公共交通への転換を図ることとしています。

引き続き市民や交通事業者などの関係者と連携し、公共交通の利便性向上及び利用促進の取組を進めます。

第 4 項（交通部公共交通担当）

本市では、令和 6 年 5 月に策定した「堺市地域公共交通計画」において、多様な関係者の連携・協働の下、持続可能な公共交通ネットワークの形成と利用しやすい移動サービスの充実に取り組むこととしています。

本計画において、市民生活や経済活動に欠かせない路線バスは、駅等の拠点間ネットワークの形成や地域内の人の移動を支える公共交通として位置付けており、バスの運行支援など様々な取組を進めています。

引き続き関係者と連携しながら、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組み、維持確保を図ります。

番 号	陳情第 8 6 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通等について		
第 5 項（交通部交通政策担当、公共交通担当）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害施策推進課、生活福祉部地域共生推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課）（市長公室政策企画部先進事業担当）（泉北ニューデザイン推進室スマートシティ担当） おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的とし、6 5 歳以上の堺市民の方が市内の路線バスと阪堺電車を 1 乗車 1 0 0 円で利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、対象年齢未満の障害者や子ども、生活困窮者は対象としていません。 本市としては、今後とも庁内関係部署や交通事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努め、高齢者の社会参加及び健康増進を推進します。 堺市乗合タクシーについては、これまで制度目的に沿って利用者等から要望を受けた地域への新たな停留所の追加、接続駅の追加および予約締め切り時間の改善等を実施しており、今後ともより良い制度となるよう努めます。 デマンド交通の導入にあたっては、既存交通事業者への影響、地域の特性や需要、コストなどを踏まえ、慎重に考える必要があります。 なお、現在、泉北ニュータウン地域では、産学公民が連携してスマートシティに取り組む「SENBOKUスマートシティコンソーシアム」の活動の一環として、交通事業者等が主体となつて移動利便の向上と地域課題の解決をめざしたオンデマンドバスの実証実験等に取り組んでいます。			
第 6 項（都心未来創造部 SMI プロジェクト推進担当） 人口減少・高齢化が更に進展する中、SMI 都心ラインでは、自動運転等の先進技術を活用しバス運転士不足に対応しつつ、高頻度運行サービスを維持・向上させ便利・快適な移動環境の構築をめざしています。また、高齢者やベビーカー利用者など、すべての人が介助なく乗降可能なバス停留所の高度化を一体的に整備する、将来を見据えて公共交通の利便性を向上させる取組です。			

番 号	陳情第 8 6 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通等について		

第 7 項（都心未来創造部 SMI プロジェクト推進担当）

令和 6 年 5 月に策定した「堺市地域公共交通計画」では、公共交通の役割に応じて、市内と国土軸や関西国際空港等各方面を結ぶ路線を「広域ネットワーク」、市内・外の拠点同士を結ぶ路線を「拠点間ネットワーク」、市内拠点と地域内を結ぶ路線を「地域内公共交通」と位置付けています。

SMI 美原ラインは都心部と美原区を結ぶ「拠点間ネットワーク」を担うものであり、南北方向の鉄軌道を東西に結節し、堺都心部と美原をはじめとする市域東部を結ぶことで、人流の活性化や公共交通の利用促進などを図るものです。

令和 4 年度から実証実験を実施しており、今年度は 1 0 月 7 日（月）から 1 2 月 2 0 日（金）の期間で実証実験を実施しています。引き続き、定時制や速達性、需要などの検証を実施し、検証結果を踏まえて更なる実証実験や需要喚起など、SMI 美原ラインの導入に向けた取組を進めます。

第 8 項（交通部公共交通担当）

交通事業者は、路面公共交通サービスの円滑かつ安全な提供を促進する役割を担っており、本市はそれら公共交通の維持・確保に向けて、様々な要望や声について、その内容を検討し、交通事業者と連携しながら可能な限り公共交通の利便性向上および利用促進を図る必要があると考えています。

本市では、すべての人が利用しやすいノンステップバスの導入補助による利便性向上やおでかけ応援制度の実施による利用促進に取り組んでいます。

バス待ち環境については、公共施設や道路整備等の機会を捉え改善が図られるよう、庁内関係部署や交通事業者等と連携します。

本市としては、引き続き交通事業者と連携しながら、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組みます。

番 号	陳情第 8 6 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通等について		
第 9 項（交通部交通政策担当、公共交通担当） 本市内を運行している南海バス株式会社において、利用者の負担軽減による利用促進を図るため、交通系 I C カード「P i T a P a」利用で、1 ヶ月（1 日～末日）のご利用額が 3, 0 0 0 円を超えた金額に対して割引（1 0 . 7 %）が適用されます。 また、南海バス全路線（他社との共同運行路線や高速バス等を除く）が 1 日乗り放題となるチケットとして「南海バス全線 1 日フリーパス」が、スマートフォンでご購入・ご利用いただけるようになっています。 加えて、交通事業者と本市が連携し、阪堺電気軌道株式会社及び南海バス株式会社において、阪堺電車と南海バスの一部区間が 1 日乗り放題となる「堺おもてなしチケット」を発行しています。 本市としては、引き続き交通事業者と連携しながら、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組めます。			
第 1 0 項（交通部公共交通担当、都市整備部 中百舌鳥・拠点整備担当） 西日本旅客鉄道株式会社に確認したところ、「快速等の速達性の高い列車は、都市間輸送の主力列車として所要時間を短縮する等の目的で運行しており、停車駅は、路線全体の乗降者数や輸送サービス等を総合的に判断し設定しており、現在、津久野駅で快速停車の計画はございません。」とのことです。 本市としては、地元主体による市街地再整備の動向や駅乗降者数等を注視し、公共交通の利便性向上が図られるよう交通事業者に働きかけます。			
第 1 1 項（交通部交通政策担当） 阪堺線は、1 0 0 年以上の歴史を有する大阪府で唯一残る路面電車であり、本市にとって重要な資源であると認識しています。阪堺線をまちの資源として活かすために、本市としても施設の老朽化対策や高度化に対する補助、おでかけ応援制度や堺おもてなしチケット等による利用促進等に取り組み、市民の共有財産である阪堺線を守っています。引き続き、庁内関係部署や交通事業者等との連携、沿線をはじめとする市民の皆様のご協力のもと、阪堺線の活性化に取り組めます。			
第 1 2 項（交通部交通政策担当） 泉北高速鉄道及び南海電鉄高野線を乗り継いで通学している方に対する通学定期運賃の一部補助については、事業の目的に見合う効果が十分に認められなかったことから令和 4 年 3 月末をもって廃止したものであり、本制度の復活の予定はありません。			

番 号	陳情第 8 6 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通等について		
第 1 3 項（交通部交通政策担当） 人口減少・高齢化に加え、新しい生活様式の定着などにより、公共交通の利用者が大きく減少し、交通事業が独立採算制を前提として存続することが困難となる中、国において、今後の地域交通のあり方について検討が行われています。 「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」のとりまとめでは、「政府は、地域の多様な関係者による円滑な連携・協働や、それを推進する法定協議会、地域公共交通計画、新技術・デジタル技術も活用した連携・協働施策のアップデートを全国各地で展開するために、引き続き、制度の柔軟な見直し、人材の確保、データやデジタル技術の利活用の促進、必要な予算措置等を着実に講じていく。また、地域課題の円滑な解決を支援するため、関係府省庁の地方支分部局による相談体制をはじめ、国による伴走支援の構築を図っていく」としています。 本市としては、国等の動向を注視しながら、引き続き、市民等の皆様の移動手段の確保に向け、取組を進めます。			

番 号	陳情第 8 6 号	所管局	建設局
件 名	公共交通等について		
第 1 4 項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課、自転車環境整備課、道路部道路整備課、土木部土木監理課）（教育委員会事務局学校管理部学務課） 自転車通行環境について、本市では自転車ネットワーク計画に基づき、矢羽根型路面表示などの自転車通行空間の整備を進めています。今後も自転車及び歩行者の安全性や快適性を高めるため、連続性を確保した自転車ネットワークの形成に取り組みます。 歩道の整備については、歩道が未整備で連続した事業用地が確保できる等の条件が整った交通安全上の対策が必要な道路を対象に事業を進めています。また、用地の取得が困難といった条件の厳しい道路については、道路の状況を踏まえ、水路や道路側溝の暗渠化等により、歩行空間の拡幅を目的とした整備を進めています。 通学路については、各学校において、年度当初に通学路の点検を実施し、改善が必要な箇所がある場合、その都度、平成 2 7 年 1 0 月策定の「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校、自治会、教育委員会、道路管理者等、所轄警察署の合同立会のもと対策を検討し、道路状況に応じて整備しています。年度途中で随時寄せられる対策要望についても、同プログラムに基づき、関係機関等が連携して対策を実施しており、すべての対策内容は、堺市ホームページで公表しています。 引き続き、本市・警察・地元自治会など、関係機関が連携し、自転車・歩行者通行空間の安全確保を行います。 第 1 5 項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課） シェアサイクルポートの設置については、令和 6 年 1 0 月末現在、2 0 5 か所に設置しており、令和 5 年 1 0 月末時点の 1 4 2 か所から直近 1 年間で 6 3 か所増加しています。今後も、通勤通学・買い物などの日常利用や観光時の移動利便性向上のため主要駅周辺をはじめ、市内集客施設や観光地等にシェアサイクルポートの設置を拡大します。 民間事業者の運営によるシェアサイクルの利用料金体系については、シェアサイクルポートの設置拡大による利便性向上や事業の継続性を確保することを踏まえ設定されていますので、ご理解の程よろしく願います。 自転車の維持管理体制について、不具合が発生した自転車は速やかに修理を行い、安全快適に利用できるようにシェアサイクル事業者に要望します。			

番 号	陳情第 8 7 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
第 1 項（都心未来創造部 SMI プロジェクト推進担当） 令和 6 年 5 月に策定した「堺市地域公共交通計画」では、公共交通の役割に応じて、市内と国土軸や関西国際空港等各方面を結ぶ路線を「広域ネットワーク」、市内・外の拠点同士を結ぶ路線を「拠点間ネットワーク」、市内拠点と地域内を結ぶ路線を「地域内公共交通」と位置付けています。 SMI 美原ラインは都心部と美原区を結ぶ「拠点間ネットワーク」を担うものであり、南北方向の鉄軌道を東西に結節し、堺都心部と美原をはじめとする市域東部を結ぶことで、人流の活性化や公共交通の利用促進などを図るものです。 令和 4 年度から実証実験を実施しており、今年度は 1 0 月 7 日（月）から 1 2 月 2 0 日（金）の期間で実証実験を実施しています。引き続き、定時性や速達性、需要などの検証を実施し、検証結果を踏まえて更なる実証実験や需要喚起など、SMI 美原ラインの導入に向けた取組を進めます。 第 2 項（交通部公共交通担当） 巡回バスについては、本市では、以前、各区内を周回する「ふれあいバス」や「みはらふれあい号」を市の負担により運行していましたが、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成 2 5 年 6 月末日をもって廃止した経緯があります。 美原区においては、バス事業者が運行するバス路線に加えて、区域住民の最寄り鉄道駅への移動手段を確保し、住民福祉の一層の向上を図ることを目的に、本市が運行経費の一部を負担することにより、美原区域と北野田駅や初芝駅等を結ぶ 4 つのバス路線を運行しています。 また、バス停から離れた地域などの移動手段を確保するため、こうした地域と鉄道駅、美原区役所等を結ぶ堺市乗合タクシーを運行しています。 本市としては、引き続き事業者と連携しながら、公共交通の利便性向上及び維持確保に努めます。			

番 号	陳情第 8 8 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		

第 1 項（交通部公共交通担当）

バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用いただくことにより、それぞれの路線を維持・確保しています。

バス路線の新設については、経営状況・事業性などを踏まえて事業者が総合的に判断され则认为していますが、現在、人口減少やコロナ禍における新しい生活様式の定着に伴う通勤・通学利用の減少や燃料費高騰等による運行コストの増大に加えて、深刻化する運転手不足によりバス事業者の経営環境はさらに厳しい状況にあります。

泉ヶ丘から鳳駅へのバス路線の新設については、引き続き当該地域を運行している南海バス株式会社に伝えます。

第 2 項（交通部公共交通担当）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害施策推進課、生活福祉部地域共生推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課、子ども育成課）

おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的とし、65歳以上の堺市民の方が市内の路線バスと阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、対象年齢未満の子ども、障害者、妊婦及び生活困窮者は対象としていません。

本市としては、今後とも庁内関係部署や交通事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努め、高齢者の社会参加及び健康増進を推進します。

第 3 項（交通部公共交通担当）

おでかけ応援バスは、バス利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより1乗車100円でご利用できる制度であり、バスの乗り継ぎに関してはバス事業者の乗り継ぎ制度を前提としています。

南海バス株式会社に確認したところ、「バス乗り継ぎ制度については、元来1つの系統であったものを事業計画変更時に分割した際に、利用者の負担が増えないように導入したもので、当該制度が残っている以外の路線に仮に導入したとしても、減収分を補う原資が無く営業収支の悪化が見込まれるため、検討はいたしかねます。」とのことです。

本市としては、今後とも交通事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。

番 号	陳情第 8 9 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	教育環境について		
第 1 項（１）（２）（学校教育部学校保健体育課） 環境衛生検査については、文部科学省告示の学校環境衛生基準に基づいて実施しているため、揮発性有機化合物の総量（TVOC）調査については実施しておりませんが、揮発性有機化合物（VOC）検査については、学校環境衛生基準で規定されている項目及び測定条件で、検査業者に依頼し実施しています。 第 2 項（１）（２）（学校教育部学校保健体育課） 揮発性有機化合物の採取方法については、学校環境衛生基準に基づき、30 分以上の換気の後 5 時間以上密閉してから、8 時間以上採取する拡散方式を採用しており、GCMS－QP2010（島津製作所製）又は高速液体クロマトグラフ L2100（日立ハイテク製）という機種にて、実際にはより確実性の高い検査を実施するため、24 時間かけ採取しています。			

番 号	陳情第90号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		

第1項（学校教育部支援教育課）

支援学校分校への転籍に係る相談は、教育委員会において責任を持って対応いたします。保護者の皆様から学校にお問合せがあった場合も、教育委員会と学校との連絡調整を通じて適切に対応できるようにします。また、支援学校分校における具体的な教育内容は、宮園小学校、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校の教職員並びに教育委員会事務局の職員で構成する準備委員会で検討しております。今後、その他の準備状況を含めて、可能な限り早期に児童生徒や保護者の皆様にお示しできるようにします。

第2項（学校教育部支援教育課）

本市では、市立支援学校の狭隘化及び児童生徒数の増加という課題に対して、これまで特別教室の普通教室への転用や教職員の配置拡充などにより支援学校の教育環境の改善に取り組んできました。令和4年7月からは、対策チームを設置し、支援学校の教育環境の早期の改善に向けた対応策として、宮園小学校敷地（校舎）の一部を支援学校分校として整備することとしたものです。なお、支援学校の児童生徒数は、将来的には徐々に減少すると見込まれることから、支援学校分校を含むそれぞれの支援学校において児童生徒を計画的に受け入れることで、百舌鳥・上神谷両支援学校の教育環境の改善を図ります。

第3項（学校教育部支援教育課）

それぞれの支援学校に在籍する児童生徒の個々に応じた支援を安定的に継続するためには、百舌鳥・上神谷両支援学校から支援学校分校への転籍を支援学校分校が開校する令和8年度に限定することが望ましいと考えています。また、転籍を限定し、それぞれの支援学校の児童生徒数に適した施設整備や教職員配置などを行うことで、より良質な教育環境を提供できると考えています。

第4項（学校教育部支援教育課）

支援学校につきましては、それぞれの学校の児童生徒数の適正化を図り、狭隘化を解消すること、また、支援学校高等部への接続を踏まえ、通学区域に応じた学校に就学し、又は進学していただくことが最善と考えています。支援学校分校における教育につきましては、本校となる百舌鳥支援学校を基礎として、地域の特色を生かした教育内容を検討しており、児童生徒数にかかわらず、個々の児童生徒への最適な教育及び百舌鳥・上神谷両支援学校と均質な教育内容の提供に取り組んでまいります。また、令和8年度に入学される幼児児童や保護者の皆様に対しては、令和7年度の就学相談及び進学相談において十分な情報提供や相談を実施します。

番 号	陳情第 9 0 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
第 5 項（学校教育部支援教育課） 支援学校分校に通う児童生徒の放課後等デイサービスの利用につきましては、可能な限り早期に児童生徒や保護者の皆様に情報提供をしたいと考えています。 第 6 項（学校教育部支援教育課） 支援学校分校の設置に当たっては、国その他関係機関の支援制度を活用し、支援学校の児童生徒の特性を考慮した上で、子どもたちが安全で安心して学校生活を送ることができるよう、教育委員会全体で予算の確保に取り組みます。また、百舌鳥・上神谷両支援学校につきましても、ソフト・ハードの両面から、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう教育委員会全体で取組を進めます。 第 7 項、第 8 項（教職員人事部教職員人事課、学校教育部支援教育課） 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」においては、学校に置く校長の数は、本校と分校併せて 1 人とするのが標準とされています。支援学校分校の管理職の配置につきましては、本校と分校の学校運営を適切に行うことができるよう、当該管理職が担う職務職責を踏まえ、引き続き検討を進めます。また、支援学校分校においても他の支援学校と同様に特別支援学校としてのセンター的機能を果たすことが重要であると考えていることから、教職員定数の加配措置について国に要望します。 第 9 項（学校管理部学校施設課） 百舌鳥支援学校では、これまでトイレや外壁などの改修工事を随時実施してきました。今後については、堺市学校施設整備計画に基づき、関係各課と連携しながら検討を進めます。なお、来年度は体育館へ空調を新たに設置し、併せて各教室の既設空調を更新する予定にしています。 第 1 0 項、第 1 1 項（学校教育部支援教育課） 今後の支援学校児童生徒数につきましては、令和 7 年度以降の児童生徒数の推移を見極めた上で最新の推計を行うものと考えています。なお、推計につきましては本市独自で行っていますが、これまでは、実際上の児童生徒数との大きな差異は生じておりません。また、本市の全体の児童生徒数が減少傾向にあり、支援学校の児童生徒数も、将来的には徐々に減少すると見込んでいます。支援学校分校開校後、児童生徒数の推移を見極めた上で、本市の特別支援教育全体の在り方を検討する必要があると認識しています。			

番 号	陳情第 9 0 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
第 1 2 項（学校教育部支援教育課） 少子化が進む一方で、特別な支援を要する子どもは全国的に増加傾向にあり、本市でも小中学校の通級指導教室を利用している子ども、支援学級、支援学校在籍の子どもは増加し続けています。通常の学級での支援を含め、それぞれの子どもの学びや状況に応じた多様な支援体制の確保及び教員の数と質の確保や教育水準の維持が課題となっています。 課題解決に向けた対応については、特別支援教育におけるめざす姿を、「ともに認め合い、支える」特別支援教育とし、それぞれの子どもの状況に応じた「学びの場」の見直し、就学前から卒業後までの切れめない支援や関係部署との連携強化、教員の専門性の向上や I C T を活用した効果的な実践に取り組みます。これらの取組を進めるとともに、各種研修や説明会、教育相談や学校訪問等の機会を通して、管理職及び教職員の特別支援教育に対する意識向上に努めます。			

番 号	陳情第 9 1 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	HPVワクチンについて		
(学校教育部学校保健体育課) 本市教育委員会では、子宮頸がん予防ワクチンの啓発を含め、国等から子どもたちの健康に係る周知・啓発の要請があった場合には、関係部局と連携し、健康啓発を行っています。 子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種が令和 7 年 3 月 3 1 日で終了することから、対象となる年齢の生徒が、ワクチンを接種するかしないかについて、家族と相談したり自分で判断したりして決めることができるよう、堺高等学校では、教員からワクチンの効果とリスクについて生徒に情報提供を行ったうえでチラシを配布しました。 また、教職員が児童生徒に正しい知識と選択肢を提示できるよう、教職員に対し、適切な機会をとらえて子宮頸がん予防ワクチンや子宮頸がんの知識を深める研修を実施しています。 引き続き、子どもたちが自身の健康について自分事として考え、自己決定できるよう、生きる力を育む教育を推進します。			

番 号	陳情第92号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後等における活動場所の確保や運営事業者に対する放課後児童支援員の育成支援等を通じ、より一層児童が安心して過ごすことができ、また、保護者の子育てと就労が両立できるよう努めます。 第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 活動場所の確保については、専用教室のほか、共用教室の活用など、既存の学校施設の利用を基本としています。国においても、学校施設の活用を推し進めてきたところ、余裕教室の活用が見込めない場合もあることから、特別教室等のタイムシェアも積極的に検討する必要があると示しており、本市も特別教室等を有効活用しています。 第3項、第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 本市では、待機児童が生じないよう、活動場所については専用教室のほか、国の基準を遵守しつつ、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。また、学校によって利用児童数が異なることから、当該校の状況に応じた工夫を行いながら活動を行い、加えて、支援の単位数に応じて、副主任指導員等を選任しています。 放課後児童支援員の常勤化については、引き続き、雇用主である運営事業者へのヒアリングにより意向を把握し、費用対効果を精査するなど総合的に検討します。 第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 委託業務仕様書に規定する放課後児童支援員等の業務時間については、児童の入室準備や後片付けに要する時間も、業務に必要な時間として設定しています。 また、主任指導員については、学校との連絡調整等のため、土曜日等を除き、業務時間の開始30分前から配置するよう、順次、委託業務仕様書に規定しています。 第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 全国的な業務従事者不足の中、本市では、業務従事者の処遇改善に資するため、国の「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」を活用しています。 第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業の運営事業者の選定については、本事業をさらに充実するため、入札価格だけではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、事業者からの提案を総合的に審査し、よりすぐれた事業者の選定を行っています。			

番 号	陳情第 9 2 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 8 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業は委託業務として実施していることから、業務従事者の雇用は、受託した運営事業者の裁量事項となります。 しかし、全国的な業務従事者不足が課題となる中、また引継ぎを含め、事業の安定運営を継続する観点からも、現在従事していただいている業務従事者の継続雇用は重要であると認識しています。 このことから、委託業務仕様書において「前受注者が雇用していた業務従事者の雇用について、当該業務従事者の意向を踏まえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力する」よう規定しています。 第 9 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 補助員の雇用条件は運営事業者の裁量事項ですが、放課後児童支援員と同様、業務遂行上必要な研修として、児童の権利擁護、人権の尊重についての研修を義務付けることで、補助員の資質向上を図っています。 第 1 0 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業は委託業務として実施していることから、仕様書及び提案書に基づく業務の履行確認については、決算報告書ではなく、業務完了報告書の提出を毎月求め行っています。また、本市職員によるルーム巡回での現地確認も合わせて行い、引き続き適切な履行確認に努めます。 第 1 1 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 一部負担金減額・免除については、公平性の観点から、世帯構成にかかわらず、所得に応じた制度を設けています。 第 1 2 項、第 1 4 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） こども基本法や児童の権利に関する条約の内容等を踏まえ、児童、保護者、業務従事者それぞれが、児童の権利について理解することが重要と認識しています。 そこで、児童の人権を最大限尊重するため、活動プログラムの企画段階から児童の意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある児童がそれぞれ主体的に運営に関わることができる工夫を行うよう、順次、委託業務仕様書に規定しています。また、その様子は、ルームだより等により保護者に周知します。			

番 号	陳情第 9 2 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 1 3 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 保護者にルームだより等により育成支援の内容についての情報を提供することで、保護者がルーム全体の様子を知ることができ、保護者同士の交流の促進にもつながるものと認識しています。 このことから、委託業務仕様書において「保護者・家庭との日常的及び定期的な連絡、情報交換」を、業務従事者の役割及び職務として規定しています。引き続き、より効果的な連携に努めます。			

番 号	陳情第 9 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
(地域教育支援部放課後子ども支援課) 施設の安全管理及び修繕については、仕様書に基づき、市と運営事業者が役割に応じて実施することとしています。また、経年劣化等に伴う施設の更新については、本市職員によるルーム巡回時の現場確認等を行い、計画的な環境整備に努めます。 なお、活動場所の衛生状態を保つための清掃については、運営事業者の業務内容として委託業務仕様書に規定しています。			

令和 6 年 第 4 回市議会(定例会)請願・陳情回答綴

令和 6 年 1 2 月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 0 7 2 - 2 3 3 - 1 1 0 1

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号 1-B2-24-0044
